

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

**エコアクション21ガイドライン
2017年版（案）**

2017年●月

環境省

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

20 目次

21	はじめに	4
22	第1章 企業価値向上ツール「エコアクション21」	5
23	1. 時代の期待に応え、進化するエコアクション21	5
24	2. エコアクション21の政策的位置付け	5
25	3. エコアクション21の理念	6
26	4. エコアクション21に取り組むメリット	7
27	5. エコアクション21の特徴	8
28	6. エコアクション21ガイドライン2017年版の主な改訂点	11
29	7. エコアクション21の認証・登録について	11
30	第2章 環境経営システム	15
31	要求事項 1. 取組の対象組織・活動の明確化	16
32	要求事項 2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化	17
33	要求事項 3. 環境経営方針の策定	18
34	要求事項 4. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価	19
35	要求事項 5. 環境関連法規等の取りまとめ	21
36	要求事項 6. 環境経営目標及び環境経営計画の策定	22
37	要求事項 7. 実施体制の構築	24
38	要求事項 8. 教育・訓練の実施	24
39	要求事項 9. 環境コミュニケーションの実施	25
40	要求事項 10. 実施及び運用	26
41	要求事項 11. 環境上の緊急事態への準備及び対応	27
42	要求事項 12. 文書類の作成・管理	28
43	要求事項 13. 取組状況の確認・評価、並びに問題の是正及び予防	30
44	要求事項 14. 代表者による全体の評価と見直し・指示	32
45	第3章 環境情報を用いたコミュニケーション	33
46	1. 環境経営レポートの作成及び公表と活用	33
47	2. エネルギー使用量等環境データの提供・活用	35
48	第4章 環境への負荷の自己チェック	36
49	1. 環境への負荷の自己チェックの目的	36
50	2. 環境への負荷の自己チェック表の使い方等について	37
51	3. 環境への負荷の自己チェック表	40
52	第5章 環境への取組の自己チェック	56
53	1. 環境への取組の自己チェックの目的	56
54	2. 環境への取組の自己チェック表の構成・内容・活用方法	56

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

55	3. 環境への取組の自己チェック表.....	61
56	第6章 エコアクション2.1 認証・登録制度の運営の仕組み.....	81
57	1. 本制度の運営に当たっての原則.....	81
58	2. 本制度の運営を行う主体.....	81
59	3. 運営を行う主体の要件.....	82
60	4. 運営を行う主体の要件適合確認.....	84
61	5. 各主体の権限.....	84
62	6. 各主体の責任.....	85
63	7. 普及促進活動.....	87
64	8. 機密の保持.....	87
65	9. 報告及び承認.....	88
66	10. 意思決定機関による審議及び決定.....	88
67	11. 運営諮問委員会の設置.....	88
68	12. 判定委員会の設置及び諮問.....	89
69	13. 情報の公開.....	89
70	14. 適切な経理処理.....	89
71	15. 文書の管理.....	89
72	16. 異議申立て及び苦情対応等.....	89
73	参考1 エコアクション2.1の歴史.....	91
74	参考2 エコアクション2.1の政策的位置付け.....	92
75	参考3 2009年版エコアクション2.1ガイドラインとの比較.....	94
76	1. ガイドライン全般.....	94
77	2. 環境経営システム等の要求事項(第2章、第4章及び第5章)の変更点.....	94
78	3. 環境経営レポートの要求事項(第3章)の変更点.....	97
79	4. 制度運用の仕組み(第6章).....	97
80	参考4 各用語の説明及び注釈.....	98
81		
82		

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

83 はじめに

84 企業価値向上ツール「エコアクション21」のすすめ

85 ～ようこそ、エコアクション21へ～

86

87

環境省総合環境政策局環境経済課

88

89 世界経済フォーラム¹が毎年発表する「世界のリスク」は、気候変動リスク等
90 の環境問題が社会経済に極めて深刻な影響を及ぼすと警告しています。そして
91 パリ協定に象徴されるように、世界は持続可能な社会の構築を目標に、社会経
92 済システムの大転換を決意し、着実に取り組んでいます。

93 こうした状況のなか、環境マネジメントシステム (EMS²) への期待は、紙・ご
94 み・電気等の環境負荷の削減といった限定的な環境への取組を管理する手法か
95 ら、本業を通じた環境への取組で自らと社会の持続的な成長を実現するため環
96 境経営を推進する手法へと、大きく変化しています。

97 そこで、エコアクション21ガイドライン2017年版は、中小事業者でも取り
98 組みやすい EMS という従来からの意図は堅持しつつも、多くの大手企業がパ
99 リューチェーン全体の環境管理を強めつつある状況も勘案し、これからの環境経
100 営に重要な要素 (環境と経営を融合した戦略立案と組織体制、人材教育、環境
101 面のコンプライアンス (法令遵守)、環境コミュニケーション (対話) の促進等)
102 を組み込んでいます。

103 同時に、エコアクション21に取り組む認証・登録事業者の企業価値向上を
104 一層支援できるよう、エコアクション21認証・登録制度 (以下「本制度」と
105 いう。)の~~在り方~~についても見直しています。

106 社会経済システムの大転換が迫るなか、業種、業態、規模に関わらず、全
107 の事業者において、環境取組と経営上の課題やチャンスが重なりつつあります。
108 エコアクション21ガイドライン2017年版は環境経営を通じ、全ての事業者が
109 この大転換を乗り越え、企業価値の向上を実現できるよう支援します。

110 エコアクション21に取り組む事業者が、全国で一社でも多く増えることを
111 願っています。

112 ようこそ、エコアクション21へ。

削除:あり方

¹世界中の大企業約1,000社が参加する非営利財団で、我が国を含む世界の金融界、企業人、指導者ら約400名が「世界のリスク」を格
付けし、その対策について意見交換する世界賢人会議 (ダボス会議) を毎年開催しています。WORLD ECONOMIC FORUM: The Global Risks
Report より (<https://www.weforum.org/>)

²Environmental Management System の略語

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

114 第1章 企業価値向上ツール「エコアクション21」

115 1. 時代の期待に応え、進化するエコアクション21

116 環境省では、環境と経済の好循環を実現するため、1996年に幅広い事業者が
117 取り組める「環境活動評価プログラム」を策定し、2004年には、環境経営を支
118 援し、企業価値を向上させる仕組み「エコアクション21（2004年度版）」へ発
119 展させてきました。

120 そして2015年、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、これからの社
121 会経済システムの大転換を意味する国際的な取決めとして、「持続可能な開発の
122 ための2030アジェンダ(Sustainable Development Goals: SDGs)」が採択され
123 ると共に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において2020
124 年以降の地球温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました³。

125 とりわけパリ協定は、世界共通の長期目標である2℃目標の達成のため、今
126 世紀後半に、世界全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを求めています。
127 全ての締約国は、削減目標達成に向けた措置の実施が義務となります。
128 わが国は、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減する
129 ことを公約しています。

130 そして多くの大手企業はいち早く環境経営を発展させ、経営の重要な要素と
131 して取り込み、より戦略的な環境への取組を加速させています。同時に、環境
132 面のコンプライアンス(法令遵守)や環境コミュニケーション(対話)といった
133 取組もより進化させています。

134 このような状況は、バリューチェーン上の重要な存在である中小事業者等に
135 とも、自らの事業を発展させる絶好のチャンスが到来したと言えます。エコ
136 アクション21 ガイドライン 2017年版は、事業者が経営のなかに環境への取
137 組を位置付けることで、事業者の成長チャンス、進化を最大化できることを念
138 頭に策定しています。

139 エコアクション21における環境経営とは、狭義の環境マネジメントシステ
140 ムをベースにし、環境のみならず経営全般をカバーする仕組みです。

削除: (

削除:)

削除: 含みながら

141 2. エコアクション21の政策的位置付け

142 わが国においても、環境への取組の実効性を高め、企業価値を向上させる仕
143 組みとして、エコアクション21等の環境経営のためのマネジメントシステム
144 への期待が大きくなっています。例えば、地球温暖化対策計画(2016年5月閣
145 議決定)では「中堅・中小企業向けエコアクション21などPDCAサイクルを備
146 えた環境経営のためのマネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性
147 を高めていくと共に、企業における従業員の教育を促すことで、事業活動にお

³パリ協定は、2016年11月4日に発効しました。わが国は、同年11月8日に批准しています。

削除: 行

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

151 ける更なる環境配慮の促進を図る」旨が規定されています⁴。

152 3. エコアクション21の理念

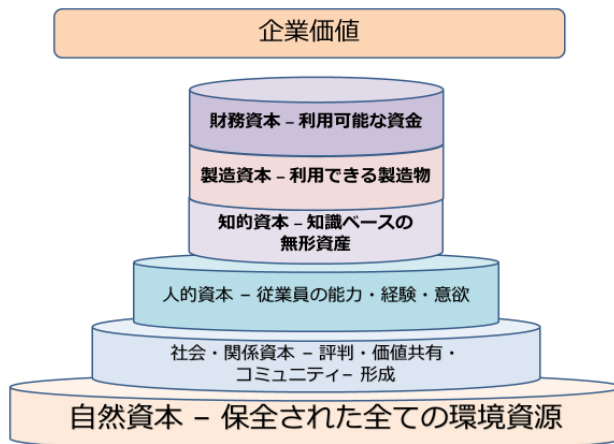
153 エコアクション21は、中小事業者が環境経営を通してより進化した組織へ
154 と成長することを支援するための仕組みです。国際統合報告フレームワーク⁵に
155 よれば、企業経営には、6種類の資本が必要であるとされています(図1)。

- 156 (1) 財務資本: 利用可能な資金
- 157 (2) 製造資本: 利用できる製造物
- 158 (3) 知的資本: 知識ベースの無形資産
- 159 (4) 人的資本: 社員の能力・経験・意欲
- 160 (5) 社会・関係資本: 評判・価値観共有とコミュニティ形成
- 161 (6) 自然資本: 保全された全ての環境資源

162 この6種類の資本という言葉を用いて、全てのエコアクション21の関係者
163 が共有すべき理念を記述すれば、次のようになります。

削除: すべて

164 『エコアクション21の認証・登録⁶とそれを継続するプロセスによって、中小
165 事業者が3種の資本、すなわち、(4)人的資本、(5)社会・関係資本、(6)自然
166 資本の質的な向上を実現することによって、(1)財務資本、(2)製造資本、(3)
167 知的資本を増強するために必要な社会的信頼を得る。』



168

169 図1 企業経営に必要な6種類の資本

170 この理念を認証・登録の手順に沿って、より分かりやすい順序でエコアクシ

⁴エコアクション21のこれまでの歴史及び政策的位置づけについては、参考1を参照してください。

⁵国際的な新たな枠組の企業情報開示のフレームワークを開発するために、2010年に設立された国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council: IIRC)により公表された国際統合報告フレームワーク (THE INTERNATIONAL INTEGRATED REPORTING FRAMEWORK (日本語訳 http://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_IP.pdf))。

⁶詳細は、本章セクション7を参照してください。

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

172 ョン21を定義すれば、「自然資本を維持するという全人類の果たすべき義務を
173 実践することによって、従業員の能力・経験・意欲が向上し、それによって、
174 高い価値を有した事業者であると評価され、同時に、社会やコミュニティから
175 の高い信頼を得ることをゴールとした、PDCA サイクルを手段とする枠組み、そ
176 れがエコアクション21である」と言えます。

177 4. エコアクション21に取り組むメリット

178 ① 経営力向上、組織の活性化ができます

179 エコアクション21は、環境への取組を切り口に、経営力向上と組織活性化
180 の同時達成が可能な仕組みです。経営における「課題とチャンス」を明確化す
181 ると共に、組織内の環境への取組を総点検することで、従来は入手できなかった
182 様々な経営データの入手が可能となり、経営判断の幅が広がります。また、
183 経営判断の拠り所となる「環境経営方針」や「環境経営目標」も策定しますの
184 で、経営判断に計画性が加わり、経営力を向上させることができます。

削除: とも

185 さらに、従業員研修から役割分担、経営者の総括といった具体的な行動も伴
186 うことから、経営者と従業員、組織間、従業員間の相互理解と交流が進み、従
187 業員の能力、経験、意欲が向上し組織が活性化します。

削除: 更

188

189 ② 様々な顧客からの要望に応えることができます

190 エコアクション21は、ISO14000 シリーズも参考にして作成しており、多く
191 の大手企業が、バリューチェーン全体の環境管理、特に関係企業・取引先と協
192 働して二酸化炭素を削減していくことや、環境関連法規に係るコンプライア
193 ンスの徹底を求める傾向が強まっているなかで、その期待に応え得る仕組みです。

削除: 求

削除: CO₂を

194 また、地方公共団体は地域における温暖化対策や環境対策を推進するうえで、
195 地域の事業者が環境経営システムにより環境への取組を進めることを積極的に
196 支援しています。

197 さらに地域の金融機関は、取引先事業者の経営力強化を推進するために、環
198 境経営システムの導入を求めています。

199 エコアクション21に取り組むことで、このような様々な関係者からの要望
200 に適切に応え、その信頼を得ることができます。

削除: を求める傾向が強まっているなかで、その期待に
応え得る仕組みです。 .

201

202 ③ 取組項目が明確で、効果的・効率的に取組を進めることができます

203 エコアクション21は、現代の環境経営に必須の要素を統合した仕組みです。
204 事業者の実務負担に配慮し、必ず把握すべき負荷項目（二酸化炭素排出量、廃
205 棄物排出量、水使用量）と、必ず取り組むべき活動（省エネルギー、廃棄物の
206 削減・リサイクル、節水、自らが生産・販売・提供する製品の環性能の向上及
207 びサービスによる負荷低減等）を定め、最小限の工数で効果をあげることがで
208 きるよう策定しています。

また、今後地方公共団体等によりエネルギー使用量等の
環境データの提供を求められることが考えられます。エ
コアクション21では、このような依頼に対しても対応
を想定した仕組みです。 .

また、認証を取得することによって、自治体からの補助
や入札審査での加点を受けることができる場合があります。
同時に、多数の金融機関が、エコアクション21に
取り組む事業者への低利融資制度を設けています。 .

209

210 ④ 環境経営レポートで、自らの取組を発信できます

削除: の改善

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

226 エコアクション21は、環境コミュニケーションも重視した仕組みです。環
227 境経営レポートの作成と公表で、多くの関係者と相互理解を深め、事業者への
228 信用を高め、協働の輪を広げることができます。

229

230 ⑤ 第三者による認証・登録制度を有し、社会的信頼を高めることができます

231 エコアクション21は、第三者による認証・登録制度を有した仕組みです。
232 環境省による要件適合確認を受けたエコアクション21中央事務局（以下「中
233 央事務局」という。）の認証・登録を受けることで、エコアクション21の取組
234 に対して社会的信頼を得ることが可能です。認証を取得することによって、自
235 治体からの補助や入札審査での加点を受けることができる場合があります。同
236 時に、多数の金融機関が、エコアクション21に取り組む事業者への低利融資
237 制度を設けています。

238 また、エコアクション21のロゴマーク⁷も使用することができますので、積
239 極的なPRも可能です。また事業者は、エコアクション21審査員（以下「審査
240 員」という。）から審査の一部として、取組レベルを向上させるための助言を受
241 けることも可能です。

242 さらに、認証を取得することによって、自治体からの補助や入札審査での加
243 点を受けることができる場合があります。同時に、多数の金融機関が、エコア
244 クション21に取り組む事業者への低利融資制度を設けています。

245 これらにより、上記①～④のメリットの最大化を図ることが可能です⁸。

246 5. エコアクション21の特徴

削除:とは

247 エコアクション21には、以下の3つの特徴があります。

248

249 【特徴1】中小事業者でも取り組みやすい効果的・効率的なPDCAサイクル（第 250 2章及び第3章）

251 エコアクション21の特徴の1つ目は、中堅・中小事業者の実務負担にも配
252 慮した、取り組みやすい継続的改善のためのPDCAサイクルにあります（図2）。
253 エコアクション21のPDCAサイクルは、第2章に掲げた14の取組項目（要求
254 事項）から構成されています。取組を進めることで、環境への取組と経営の融
255 合、環境経営目標設定と取組の実施、人材育成、環境面のコンプライアンス（法
256 令遵守）、成果の見える化等、様々な期待に応え得る組織体制の構築と運用を可
257 能としており、経営力向上、組織の活性化を図ることができます。

⁷詳細は、本章セクション7.3を参照してください。
⁸詳細は、本章セクション7を参照してください。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

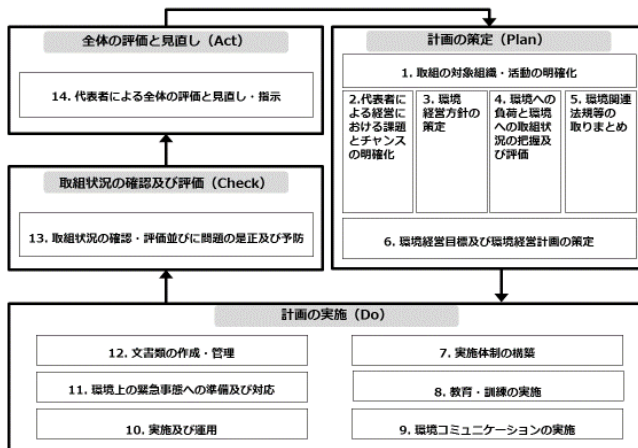


図2 PDCAに基づくエコアクション21の14の取組項目（要求事項）

【特徴2】環境経営レポートの作成・公表で活発なコミュニケーションと透明性の向上を促進（第3章）

エコアクション21の特徴の2つ目は、環境経営レポートの作成と公表です。取引先、従業員、家族、自治体等へ自らが環境に配慮した事業者であることをPRするのに最良のツールを提供します。また環境経営レポートの作成と公表を通じて様々な関係者との対話を行うことにより、社会的信用が高まり自社のブランド価値が向上します。

同時に、環境データ等の収集を事業者へ求め、そのデータの集計・分類を中央事務局が行い、結果を事業者へフィードバックします。これらのデータを自らの取組のベンチマークとして活用することが可能です。

【特徴3】事業者の継続的な改善を支援する仕組み

エコアクション21の特徴の3つ目は、スパイラルアップ（継続的改善）の取組を念頭に本ガイドライン及び取組内容が設計されていることです（図3）。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

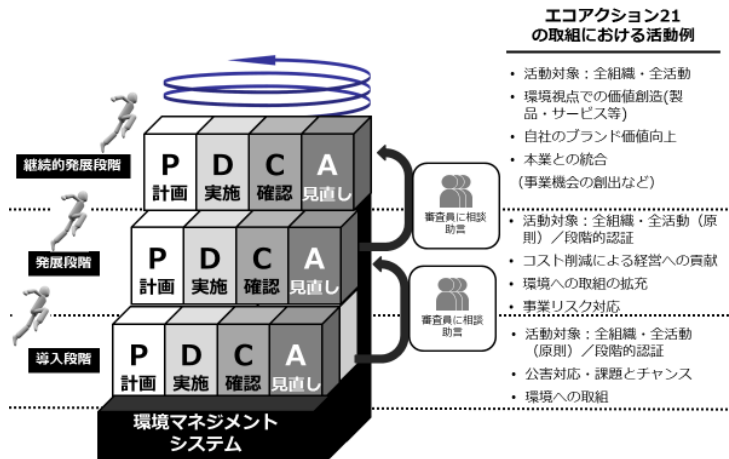


図3 スパイラルアップ(継続的改善)のイメージ

276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284

本ガイドラインに記載される要求事項(第2章及び第3章)を踏まえ、時代の要請と共に変化する推奨事項や参考事項、具体的な取組事例や環境経営レポートの記載例を、中央事務局が随時作成し公表することとしています。

また、認証・登録している事業者の場合には、審査員より様々な助言を得ることで、より効果的なスパイラルアップを図ることも可能です。

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

285 6. エコアクション21ガイドライン 2017年版の主な改訂点

286 1. 全般

287 ガイドラインの主要な読み手である事業者の視点を念頭に、事業者に関する
288 要求事項等はガイドラインの前半に、認証・登録制度に関する事項はガイドラ
289 インの後半に移動させました。

290

291 2. 事業者への要求事項及び自己チェック (第2章～第5章)

292 ・ 環境経営の有効性を高めるため、従前の要求事項を基礎に、取組項目の一部
293 組替えや見直し、要求事項の柔軟化を行っています (第2章)。

294 ・ エコアクション21に取り組む事業者の成果を分析するため、取組データを
295 集計する仕組みを新たに盛り込みました (第3章)。

296 ・ 環境への負荷の自己チェック表 (第4章) 及び、環境への取組の自己チェッ
297 ク表 (第5章) は、あくまで例示となります。実際に用いるチェック表は中
298 央事務局が随時、改訂、公表します。

299

300 3. 制度の内部運営に関する事項 (第6章)

301 ・ 認証・登録制度の運営原則及び中央事務局・地域事務局・審査員等の各主体
302 の役割・要件・権限・責任等をより明確にし、制度全体を見直しました。

303 ・ 中央事務局の要件を強化すると共に、~~運営諮問委員会の設置等、その信頼性~~
304 を担保する措置を追加し、中央事務局の権限を拡大しました。

削除:とも

305 ・ 認証・登録料及び審査費用については、中央事務局が一括して収受、管理す
306 ることとしました。

307 7. エコアクション21の認証・登録について

308 エコアクション21では、中央事務局は、本ガイドラインの要求事項を満た
309 した事業者の認証・登録及び中央事務局が規定した要件を満たした地域事務局
310 の承認及び審査員の要員認証を行う等、認証・登録制度の運営を行います。

311 また、審査員は、事業者からのエコアクション21の認証・登録の申込に基
312 づき、事業者に対して審査及び指導・助言等を行います⁹。制度全体の概要は、
313 図4のとおりです。

⁹詳細は、第6章を参照してください。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

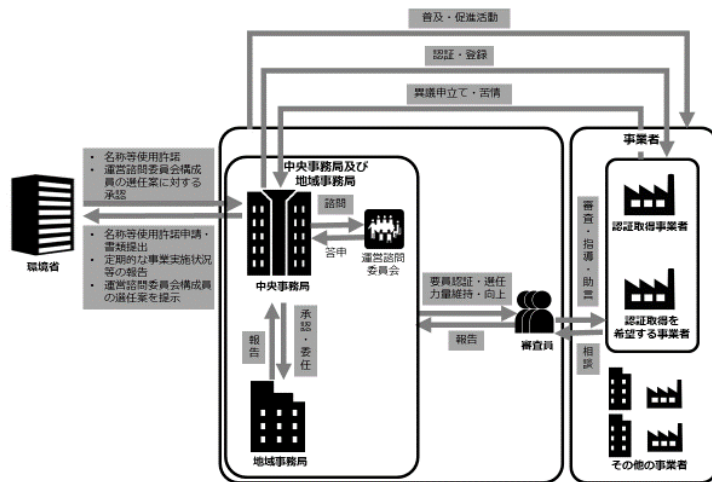


図4 エコアクション2.1 認証・登録制度の概要

315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338

1. 認証・登録の基本的要件

エコアクション2.1の認証・登録を受けようとする事業者は、エコアクション2.1ガイドラインで規定する要求事項に基づき、以下の基本的な取組を適切に実施した上で、審査員による所定の審査を受審し、判定委員会等での審議を経て、中央事務局から要求事項に適合していると認められる必要があります。主に以下の7点がポイントになります。

- (1) 「計画の策定(Plan)」「計画の実施(Do)」「取組状況の確認及び評価(Check)」「全体の評価と見直し(Act)」からなるPDCAサイクルに基づく環境経営システムを適切に構築していること
- (2) 構築した環境経営システムを適切に運用し、維持していること
- (3) 環境負荷(二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・水使用量等)を把握し必要な環境への取組(二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減, 水使用量削減, 自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等を適切に実施していること
- (4) 代表者による全体の評価と見直し・指示が行われていること
- (5) 環境経営レポートを定期的に作成し、公表していること
- (6) 環境等のデータを審査員に提供していること
- (7) 環境への負荷及び取組状況の自己チェックの内容, 環境経営方針, 環境経営目標, 環境経営計画の内容, 並びに環境経営レポートの内容が整合していること

また、事業者の認証取得をサポートする様々な支援活動が実施されています。

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

339 詳細は、中央事務局のウェブサイトを参照してください。

340

341 2. 認証・登録の手順

342 エコアクション21の認証・登録審査を受けるためには、認証・登録の基本的要件に掲げる事項を満たした上で、環境経営システムに基づく取組を3か月以上(PDCAサイクルを一度実行する)実施し、必要な環境関連法規等を遵守し、
344 中央事務局より、ガイドラインに適合していると認められることが必要です。認証・登録の手順の概要は、以下のとおりです。

- 347 (1) 認証・登録を希望する事業者は、審査申込書を環境経営レポートと共に、
348 中央事務局に郵送し、審査の申込みをします。
- 349 (2) 中央事務局は、審査を担当する審査員を選任し受審事業者に通知します。
- 350 (3) 審査員は、中央事務局及び受審事業者より、審査に必要な書類を受領し
351 ます。
- 352 (4) 審査員は、中央事務局より派遣され、登録審査(書類審査・現地審査)
353 を実施します。
- 354 (5) 審査員は、審査の結果を審査結果報告書に取りまとめ、中央事務局に提出
355 します。
- 356 (6) 中央事務局の判定委員会は、審査員の報告に基づき、受審事業者の認証・
357 登録の可否を判定します。
- 358 (7) 中央事務局は、受審事業者の認証・登録の可否を判定委員会の報告に
359 基づき判断し、その結果を受審事業者に通知します。
- 360 (8) 受審事業者は、中央事務局に審査費用及び認証・登録料を納付します。
- 361 (9) 中央事務局は、受審事業者と認証・登録契約を締結します。
- 362 (10) 中央事務局は、受審事業者に認証・登録証を送付すると共に、エコアク
363 ション21ロゴマークの使用を認め、事業者の環境経営レポートを中央
364 事務局のウェブページで公開します。
- 365 (11) 認証・登録は、2年ごとの更新となります。認証・登録事業者は、認証・
366 登録の1年後に中間審査、中間審査の1年後に更新審査をそれぞれ受審
367 し、登録時と同様の手続きを経て、登録の
368 更新を行います。

369 なお、実際の手続き及び詳細は、中央事務局へご確認ください。また、中央
370 事務局は、上記の手順の1~6について、地域事務局に委任することがあります。

371 本制度に関する詳細は、「第6章 エコアクション21認証・登録制度の運営
372 の仕組み」を参照してください。

373

374 3. エコアクション21の名称等使用

375 エコアクション21のロゴマークの商標権及び名称は、環境省が有していま
376 す。

377 中央事務局は、エコアクション21の名称及びロゴマーク(図5)(以下「エ
378 コアクション21の名称等」という)の使用に関して規程を定め、この規定に

削除: にて

削除: ことが

削除: ている

削除: .

削除: 適合と認められた場合は、

削除: エコアクション21認証・登録「

削除: 」

削除: 「エコアクション21認証・登録制度:運用の仕
組み

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

388 基づきエコアクション21の名称等の、認証・登録事業者による使用を許諾します。
389 詳細は、中央事務局のウェブサイト参照してください。
390

削除: ヨン21の名称及びロゴマーク



図5 エコアクション21のロゴ

391
392
393

4. 本ガイドラインに準拠した関連ガイドライン

395 公的機関及び中央事務局は、本ガイドラインに準拠した特定の業種向けのガ
396 イドライン案、特定のバリューチェーン等に適用するガイドライン案を策定す
397 ることができます。策定された業種別等のガイドライン案は、環境省が本ガイ
398 ドラインへの準拠性を確認した後に、当該業種に対するガイドラインとして運
399 用するものとします。業種別等ガイドラインが策定された業種の事業者におい
400 ては、本制度の認証・登録を受けるにあたり、それぞれの業種別等ガイドライ
401 ンに基づくエコアクション21の取組を行い、中央事務局から要求事項に適合
402 していると認められる必要があります。

403

5. 中央事務局による規程等の策定

405 中央事務局は、認証・登録制度の運営のために必要な基準、手続き等を定め
406 た規程等の策定、改訂、及び廃止を行います。また、中央事務局は、事業者の
407 エコアクション21認証・登録に係る本ガイドラインの要求事項等の解釈の決
408 定を行います。

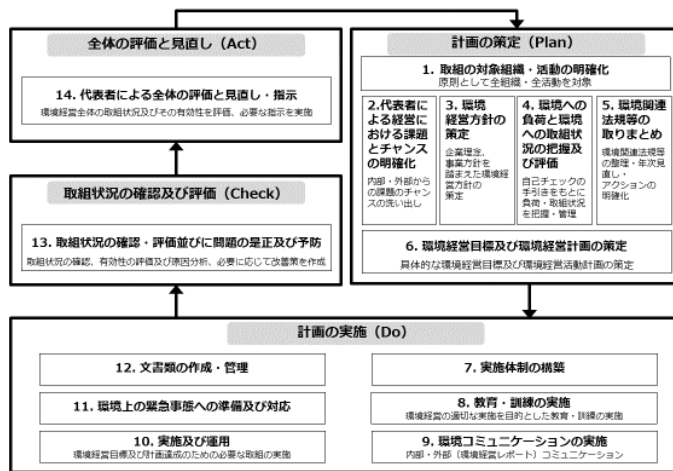
409 中央事務局は、事業者の取組を支援するため、取組の推奨事項、具体的取組
410 事例、環境経営レポート作成・活用マニュアル等を取りまとめ、公表します。

411

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

413 第2章 環境経営システム

414 本章は、「環境経営システム」の構築・運用に関する章です。14の要求事項
 415 から構成され、本手順を進めることで、いかなる事業者であっても効果的で効
 416 率的な環境経営システムを導入し、発展させることが可能です。14の要求事項
 417 は、図6のとおり、4つの段階に区分されます。



418 図6 PDCAサイクルとエコアクション2.1における要求事項

421 PDCAサイクルに係る主な留意事項は、以下のとおりです。

- 422 ・ 取組を実施する際は、上記14項目の順番と異なることも考えられます。
- 423 ・ 環境コミュニケーションを活性化し、透明性を高めるため第3章の中で環
 424 境経営レポートの作成と公表を求めています。
- 425 ・ 環境に関する現状調査(初期調査)として、「第4章 環境への負荷の自
 426 己チェック」及び「第5章 環境への取組の自己チェック」を用意してい
 427 ます。最新版は、中央事務局のウェブサイトで開催されます。

428 また、14の要求事項について本ガイドラインは、「要求事項」及び「解説」の
 429 2つを記載しています。

430 「第3章セクション1 環境経営レポートの作成及び公表と活用」には、活
 431 動結果・実績に基づく社会との対話、すなわち、環境コミュニケーションの実
 432 施に関する要求事項を記載しています。

433 また、主要な語句の解説は、本ガイドライン参考4に掲載しています。
 434 さらに、より詳細な解釈は中央事務局が定めると共に、具体的事例といった
 435 取組の参考になる活動例等は、中央事務局のウェブサイトに掲載されています。
 436 必要に応じて参照してください。

削除: っても構いません

削除: 掲載されています

削除: や

削除: 理解に

削除: と

削除: のヒントがエコアクション2.1

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

443 要求事項 1. 取組の対象組織・活動の明確化

444 エコアクション21に取り組むに当たって、事業者は、どの範囲で環境への
445 取組を実施するかを明確にしておく必要があります。事業活動のうち、本来、
446 エコアクション21に入れておくべき活動を対象範囲から除外した場合は、認
447 証・登録はできません。事業者が適切な対象範囲を設定し、明瞭にその範囲を
448 示すことは、認証・登録制度全体の信頼性を高めることから重要です。そこ
449 で本要求事項は、エコアクション21の取組範囲を適切に決定することを目的
450 としています。

451

要求事項1

- (1) 組織は、原則として全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を
対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築・
運用・維持する。
- (2) 認証・登録に当たっては、対象組織及び活動を明確にする。

452

453 【解説】

- 454 □ 環境問題への対応の在り方を考えたとき、一部の組織や活動だけを対象として
455 環境への取組を行うことは好ましくありません。そのためエコアクション
456 21に取り組むに当たっては、全組織・全活動及びその全従業員¹⁰を対象
457 とし、全社的に取り組むことを原則とします。ただし、段階的認証、サイト
458 認証の条件にあてはまる場合は、組織の一部を対象範囲とすることができます。
459 なお、この場合でも環境負荷の大きな活動を除外するなどの行為（いわ
460 ゆゆる認証の良い所取り＝カフェテリア認証¹¹）は、認められません。
- 461 □ 対象範囲の設定を考慮する際の優先順位としては、①全組織・全活動の認証、
462 ②段階的認証、③サイト認証の順番になります。まずは全組織・全活動を対
463 象範囲とすることを原則とし、規模が比較的大きく一度に認証することが難
464 しい場合には段階的認証とし、そのいずれもが難しい組織の場合はサイト認
465 証¹²とすることも考えられます。
- 466 □ 段階的認証、サイト認証の場合においては、限定された対象範囲であることを
467 を明確に示すことが必要です。

468

削除: サイトの

削除: します

¹⁰「全従業員」の定義は、参考4を参照してください

¹¹「カフェテリア認証」の定義は、参考4を参照してください

¹²全組織・全活動に対する認証及び段階的認証が難しく、サイト認証を希望する事業者は中央事務局まで事前にご相談ください。

削除: エコアクション21

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

471 <段階的認証>

- 472 □ 事業所や工場が複数存在する場合等、規模が比較的大きい事業者については、
473 環境負荷が比較的大きいサイトから取組を始め、その後、段階的に対象範囲
474 を拡大します。その場合も、活動に関しては対象とした組織における全ての
475 活動を対象とすること、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュール
476 を明確にすること、段階的認証であることを環境経営レポートに記載するこ
477 とが必要です。
- 478 □ 一部の組織から段階的に取組を行う場合、対象組織の本業に関わる活動につ
479 いては、必ず対象範囲に含めることとし、一部の比較的環境負荷が小さい組
480 織やサイトのみを対象範囲としたり、環境負荷の大きな組織を対象範囲から
481 外したりすることがないようにします。

482 <サイト認証>

- 483 □ サイトとして独立した敷地にある事業所、ビルのテナントの場合でも独立し
484 た場所など、サイトとして独立していればサイト単位での認証が可能です。
- 485 □ サイトの全組織・全活動及びその全従業員を対象とします。
- 486 □ サイトには独立した経営システムがあり、PDCA サイクルを回すことができ
487 る必要があります。複数の事業者が同一サイト内に存在する場合には、エコ
488 アクション2.1に基づく環境経営システムとして、認証取得を希望する事業
489 者が独立したマネジメントを構築、運用、維持する必要があります。

削除: <#>段階的認証の期間は、4年とします。登録から4年以内に全組織・全活動を対象にできなかった場合は、サイト認証となります。

491 要求事項 2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化

492 経営と環境への取組の方向性を一致させ環境経営を実現させるには、代表者
493 は、経営上の課題とチャンスを精査して把握し、それらを環境への取組に反映
494 させることが必要です。このため、代表者の考える経営の課題とチャンスを明
495 確にし、同時に、その認識を社員と共有した上で、環境経営方針（要求事項3）
496 及び環境経営目標（要求事項6）に反映させることを目的とします。

497

要求事項 2

- (1) 代表者は、経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。
- (2) 整理と明確化に当たっては、以下の事項を考慮する。
- ・ 事業内容
 - ・ 事業を取り巻く状況
 - ・ 事業と環境とのかかわり

498

499

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

503 【解説】

- 504 □ 代表者は、以下の事項を考慮し、経営の課題とチャンスを整理し明確にしま
505 す。課題には組織の外部からのもの、内部にあるもの、チャンスには課題を
506 克服することにより生じる新たな事業発展の機会等があります。
- 507 ・ 事業内容：事業活動内容、顧客に提供する製品・サービスの内容等
 - 508 ・ 事業を取り巻く状況：経済状況，社会的状況，技術開発の状況，
509 政策状況，利害関係者の要請（例：取引先の要求）等
 - 510 ・ 事業と環境とのかかわり：環境への貢献（例：製品・サービスを通じて社
511 会的な環境負荷等を低減すること，環境に配慮した製品・サービスの開発・
512 提供），環境への負荷（例：事業活動や自社の製品・サービスによる二酸
513 化炭素排出による負荷）等
- 514 □ 経営の課題とチャンスを整理し、それぞれの項目と環境との関連性を可能な
515 限り幅広く考えます。
- 516 □ 課題とチャンスは、事業内容、事業を取り巻く状況、事業と環境とのかかわ
517 りによって変化するため、定期的に又は随時見直します。
- 518 □ 明確にした経営における課題とチャンスのうち、比較的中長期のものは環境
519 経営方針（要求事項3）に、短期のものは環境経営目標（要求事項6）に、
520 それぞれ可能な範囲で反映させます。

521 要求事項 3. 環境経営方針の策定

522 環境経営方針は、事業者が自主的かつ積極的に環境経営に取り組んでいくこ
523 とについての社会への誓約（約束）であると共に、事業者の環境への取組の基
524 本方針を示すものです。そこで本要求事項は、「代表者による経営における課題
525 とチャンスの明確化（要求事項2）」や他の要素を踏まえつつ、環境経営方針策
526 定を行います。

527 また本要求事項では、代表者の関与、全従業員への周知も求めています。こ
528 れは全関係者間で共有することで、組織が一丸となることも目的とします。

削除: が

要求事項 3

- (1) 代表者は、環境経営に関する方針(環境経営方針)を定め、誓約する。
- (2) 環境経営方針は、次の内容を満たすものとする。
 - ・ 企業理念及び事業活動と整合させる
 - ・ 経営における課題とチャンスを踏まえる
 - ・ 環境への取組の重点分野を明確にする
 - ・ 環境経営の継続的改善を誓約する
 - ・ 適用される環境関連法規等の遵守を誓約する
 - ・ 環境経営方針には、制定日（又は改定日）及び代表者名を記載する。
- (3) 環境経営方針は、全従業員に周知する。

530

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

532

533 【解説】

- 534 □ 代表者は、自らの言葉で、事業の特徴に適合した環境経営方針を定め、方針
535 に基づく活動の実行を誓約します。また、環境経営方針は、環境経営レポー
536 ト（第3章）により公表します。当該活動を実施することで、社会からの自
537 社の信頼性を高めることができます。
- 538 □ 環境経営方針は以下の内容を満たしている必要があります。
- 539 （1） 企業理念、事業活動に見合ったものとする
- 540 ・ 企業理念：設立目的、社是、社訓、創業者の言葉等
- 541 ・ 事業活動：業種（例：製造業、流通販売業、各種サービス業）、事業の規
542 模、事業に伴う環境への影響等
- 543 （2） 要求事項2で明確にした経営における課題とチャンスのうち、中長期的
544 に取り組むべきことを踏まえる
- 545 （3） 環境への取組の重点分野を明確にする：自らの事業活動を踏まえ環境へ
546 の取組において重要と考えられる活動を整理する
- 547 （4） 環境経営の継続的改善を誓約する：環境経営の継続的改善を記載し、環
548 境経営のステップアップを実践することを明示する
- 549 （5） 適用される環境関連法規等の遵守を誓約する：環境関連法規等の遵守を
550 記載し、組織の遵法性の維持を明示する。また、要求事項5で遵守すべ
551 き環境関連法令等の一覧表を整理する
- 552 □ 全従業員への周知は、従業員がその内容を具体的に理解し、取り組むことが
553 できるよう、掲示や会議、朝礼等を活用して行います。
- 554 □ 環境経営の考え方は、第1章に記載されていますので参照してください。
- 555 □ 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体等）を作成し、適切に管理しま
556 す。詳細は要求事項12(文書類の作成・管理)を参照してください。

削除: 文書類（紙又は電子媒体）

557 要求事項 4. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価

558 環境経営方針（要求事項3）を、環境経営目標及び環境経営計画の策定（要
559 求事項6）へ結び付けるためには、その基となる環境負荷及びその原因となる
560 活動の現状を正確に把握することが不可欠です。そこで本要求事項は、環境へ
561 の負荷と環境への取組状況を把握し、適切な環境経営目標、環境経営計画の策
562 定及び維持管理手順、緊急事態の対応手順の確立・実施等に反映させることを
563 目的とします。

削除: 及び

削除: を行う

564

要求事項 4

- (1) 対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェ
ック（第4章）」を基に把握し、環境に大きな影響を与えている環境負荷
及びその原因となる活動を特定する。環境負荷のうち以下の項目を把握
する。

削除: 「

削除: .

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

- ・ 二酸化炭素排出量
- ・ 廃棄物排出量
- ・ 水使用量
- ・ 化学物質使用量

(2) 初回登録時には、事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェック（第5章）」を基に把握する。把握項目には、自社が提供する製品・サービス等を含む。

削除: 環境負荷の軽減等にご貢献している

【解説】

<環境への負荷の自己チェック（第4章）>

□ 環境への負荷の自己チェックを参考に、事業活動に伴う環境負荷を把握します。その結果を踏まえて、自らの事業活動で環境に大きな影響を及ぼす原因となる活動、施設、設備、物質等を特定します。「環境への負荷の自己チェック表」は負荷を把握するためのツールであり、他の環境負荷項目を追加することや、別の方法、様式で把握することもできます。ただし、以下の項目は、必ず把握します。

削除: また、把握したい環境負荷を追加することもできます。

・ 二酸化炭素排出量: 具体的には各種エネルギー等使用量を把握し、二酸化炭素排出量を算定します。温暖化対策が特に重要な課題となっていますので、月単位での把握が必要となります。

削除: を

・ 廃棄物排出量: 循環型社会（資源循環）の形成による廃棄物排出量の削減が重要となっていることを踏まえて要求するものです。

削除: 資源

・ 水使用量: 水資源の確保が重要となっていることを踏まえて要求するものです。ただし、量の把握が困難な場合等はこの限りではありません。

・ 化学物質使用量: 化学物質の取扱いに起因する様々なリスクを低減するため、化学物質を取り扱う事業者に対して化学物質使用量の把握・管理を要求するものです。使用量が極めて少ない場合等は、化学物質の種類（化学物質名）を把握します。

削除: 低下

把握する化学物質は、原則として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」のPRTR制度対象物質とします。把握方法等の詳細については、第4章の「環境への負荷の自己チェック表」内「化学物質使用量」に記載してあります。

<環境への取組の自己チェック（第5章）>

□ エコアクション21の認証・登録を初めて受ける事業者は、本チェック表を用いて現状を把握します。これにより、対象範囲全体の活動を俯瞰できるほか、環境への取組の漏れや重複を発見して未然に防ぎ、より効果的かつ効率的な環境への取組を支援します。「環境への取組の自己チェック表」は自社の取組を見直すためのツールであり、他の環境への取組を追加することができます。

削除: 認証登録を初めて行う

削除: ・

削除: ことや、別の方法、様式で把握することもできます。

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

613 □ また、今後どのような取組を行うかを検討し、その結果を、環境経営目標や
614 環境経営計画の内容に反映させます。

615 □ 2年目以降については、初年度の把握結果を基に、本チェック表を参考に、
616 事業者の実状に合わせて随時変更し、発展させていくことも可能です。

617 □

618 □ 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体等）を作成し、適切に管理しま
619 す。詳細は要求事項12（文書類の作成・管理）を参照してください。

削除: 環境負荷の軽減等に貢献している製品・サービス
13

削除: 文書類（紙又は電子媒体）

620 要求事項 5. 環境関連法規等の取りまとめ

621 環境経営に求められる重要な要請の一つとして、環境関連法規等の遵守（コ
622ンプライアンス）があります。

623 そこで本要求事項は、環境関連法規等及び遵守のための組織の取組について
624 整理して一覧表に取りまとめることで、環境経営目標及び環境経営計画の策定
625（要求事項6）へ適切に反映させることを目的とします。

削除: 正しく

削除: する

626

要求事項 5

(1) 事業を行うに当たって遵守しなければならない環境関連法規及びその他
の環境関連の要求等、並びに遵守のための組織の取組を整理し、一覧表
等に取りまとめる。

削除: 及び

(2) 環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。

627

【解説】

628 □ 「環境関連法規」には国が定めた法令、都道府県・市町村等が定めた条例が
629 あり、「その他の環境関連の要求事項」には、地域の協定、顧客（納入先・
630 取引先）からの要請、業界団体の取決め等があります。

632 □ 組織が遵守すべき環境関連法規等を整理し一覧表等にします。一覧表等の内
633 容は「組織が遵守をするために必要な程度」であることが必要です。例えば
634 環境関連法規等の適用が多く、適用内容も複雑で、関係者も多い場合は、よ
635 り具体的な記述が必要になります。逆の場合、簡素な一覧表でも組織の遵守
636 は可能な場合があります。また、組織が遵守のため実際に取り組むべき内容
637（届出、測定、記録等）の記載が必要です。

638 □ 環境関連法規等をまとめた一覧表等は、常に最新のものとする必要があります。
639 定期的又は随時、環境関連法規等の改正情報を入手し、さらに組織の活
640 動、製品・サービスの変化により、一覧表等の内容を見直すことが求められ
641 ます。

642 □ 主な環境関連法規等は、中央事務局のウェブサイトに掲載されています。

643 □ 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体等）を作成し、適切に管理しま
644 す。詳細は要求事項12（文書類の作成・管理）を参照してください。

削除:

削除: 文書類（紙又は電子媒体）

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

653 要求事項 6. 環境経営目標及び環境経営計画の策定

654 環境経営を効果的・効率的に実践するためには、当面の目標と達成にむけた
655 計画（手段、日程、責任者）を策定することが有効です。

656 そこで本要求事項は、具体的な目標と計画の策定を要求し、エコアクション
657 21のPDCAサイクルの実効性を担保することを目的とします。

658

要求事項 6

- (1) 要求事項2～5（経営における課題とチャンスの明確化、環境経営方針の策定、環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価、環境関連法規等の取りまとめ）を踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定する。
- (2) 環境経営目標は、可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定する。
 - ・ 二酸化炭素排出量の削減
 - ・ 廃棄物排出量の削減
 - ・ 水使用量の削減
 - ・ 化学物質使用量の削減
 - ・ 自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善
- (3) 環境経営計画には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び責任者を定める。また、計画の責任者を実行の責任者とする。
- (4) また、環境経営目標及び環境経営計画は要求事項2～5の大きな変更時に見直しをする。
- (5) 環境経営目標と環境経営計画は、関係する従業員に周知する。

削除: 計画の

659

660 【解説】

661 <環境経営目標の策定>

- 662 □ 環境経営目標は、単年度の短期目標と連動させ、3～5年程度をめぐりとした
663 中期の目標を策定します。環境経営目標は、可能な限り数値化しますが、数
664 値化できない場合でも可能な限り目標の達成状況の目安となる指標等を策定
665 します。
- 666 □ 環境経営目標、環境経営計画は、以下を踏まえて作成します。
667 ・ 経営における課題とチャンスのうち短期的に取組が必要なもの
668 ・ 環境経営方針で環境経営目標の枠組みとしたもの
669 ・ 環境への負荷としての実績から目標とすることが適切なもの、環境への
670 取組状況を踏まえて作成します
- 671 □ 環境経営目標として設定すべきと考えられるものの例として、環境負荷の削
672 減だけでなく、企業価値の向上の観点から、以下のような項目で目標を設定
673 することも考えられます。

674

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

No.	活動例	手段	活動によるメリット
1	二酸化炭素排出量の削減	生産効率化, 業務効率化, 省エネルギー活動 等	・エネルギー使用効率の改善 ・生産性向上 ・コストの削減
2	廃棄物排出量の削減	歩留向上, 不良品削減, 3R活動 等	・資源使用効率の改善 ・生産性向上 ・コストの削減
3	水使用量の削減	工程改善, 節水活動 等	・水使用効率の改善 ・生産性向上 ・コストの削減
4	化学物質使用量の削減	薬品使用の効率化等	・薬品使用量の削減 ・生産性向上 ・コストの削減
5	自らが生産・販売・提供する製品・サービスの環境性能の向上 (例:省エネ製品)	環境改善に資する製品・サービスの開発・販売・導入	差別化/シェア拡大のチャンス

削除: 量

676

677 □ 環境経営目標は, 実施可能な範囲で適切に設定することが重要です。達成 (必
678 達) に固執し, 過度に低い目標を設定することは適切ではありません。また,
679 実施不可能な過度に高い目標を設定することも適切ではありません。

680 □ 状況によっては, 技術的, 経済的に削減が難しい場合もあります。また, 賃
681 貸オフィス等で使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は,
682 定量的な環境経営目標の策定は行わず, 定性的な目標を策定するか, あるい
683 は目標を定めず環境配慮の取組を決め定期的に確認する等, 維持活動(点検・
684 確認)を行います。

685

686 <環境経営計画の策定>

687 □ 環境経営計画は, 環境経営目標を達成するためのアクションプランであり,
688 具体的な取組の内容(達成手段), 日程(スケジュール)及びそれぞれの計
689 画の責任者と担当者を決めます。

690 <その他>

691 □ 環境経営目標と環境経営計画は, 毎年度評価すると共に, 要求事項2~5(経
692 営における課題とチャンス, 環境経営方針, 環境関連法規等, 環境への負荷
693 と環境への取組状況)に大きな変化があった場合, 必要に応じて改定します。

694 □ 環境経営目標と環境経営計画は, 要求事項8(教育・訓練の実施)に基づき
695 教育・訓練, コミュニケーションにより関係する従業員に周知します。

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

- 697 □ 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体等）を作成し、適切に管理しま
698 す。詳細は要求事項 12(文書類の作成・管理)を参照してください。

削除: 文書類（紙又は電子媒体）

699 要求事項 7. 実施体制の構築

700 環境経営は、対象組織全体で取り組むことが重要です。そのためには、代表
701 者が責任を持ってリーダーシップを発揮し、必要十分な実施体制を構築するこ
702 とが必要です。

703 そこで本要求事項は、代表者の適切な関与の下、実施体制の構築を求めるこ
704 とで、エコアクション2.1環境経営システムの運用を組織的（例：役割、責任、
705 権限の明確化）かつ持続可能（例：経営資源の準備）な運用に資することを目
706 的とします。

削除: に

削除: する

要求事項 7

代表者は以下の事項を実施する。

- ・ エコアクション2.1を運用、維持し、環境経営を実践するために効果的な実施体制を構築する。
- ・ 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。
- ・ エコアクション2.1を運用し、維持するための経営資源を用意する。

708

709 【解説】

- 710 □ 効果的にエコアクション2.1を運用、維持し、環境への取組を実施するため
711 には、組織の代表者をトップとする全員参加の実施体制を整備します。
- 712 □ 代表者や各部門の責任者及び担当者等がエコアクション2.1環境経営システ
713 ムにおいて、何をするのか役割、責任及び権限を定めます。
- 714 □ 全従業員が、エコアクション2.1の実施体制及び自らの役割を理解します。
- 715 □ 代表者はエコアクション2.1の運用のために、必要となる経営資源（人（時
716 間、技能、知識）、もの（設備、インフラ）、資金（設備投資、教育投資）、
717 情報（顧客ニーズ、技術情報）等）を用意します。
- 718 □ 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体等）を作成し、適切に管理しま
719 す。詳細は要求事項 12(文書類の作成・管理)を参照してください。

削除: 文書類（紙又は電子媒体）

720 要求事項 8. 教育・訓練の実施

721 効果的な環境経営システムの運用には、全従業員がエコアクション2.1の取
722 組を適切に理解し、実践することが必要です。

723 そこで本要求事項は、全従業員を対象とした教育・訓練の実施を要求し、全
724 員参加型の取組を確実なものとし、また、従業員の環境に関する知識向上
725 や取組のモチベーションを高めることも目的とします。

726

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

要求事項 8

エコアクション 2.1 の取組を適切に実行するため、以下の教育・訓練を実施する。

- ・ 全従業員を対象とした教育・訓練
- ・ 環境に関する特定の業務がある場合、その業務に関わる従業員を対象とした教育・訓練

【解説】

<全従業員への教育・訓練>

- 全従業員は、環境への取組を適切に実施するために、組織の環境経営方針を理解すると共に、組織が計画した環境経営目標や環境経営計画等における自らの役割、役職等に応じた取組について、十分に認識します。

削除: <#>全従業員を対象に以下を目的とした教育・訓練を実施します。

削除: で実施しなければならない

<特定の業務の従事者への教育・訓練>

- 特定の業務に従事する者とは、組織に適用される環境法規等に関わる業務や、事業活動のなかで特に環境に大きな影響を及ぼす活動、想定される緊急事態に対応する役割がある者等のことです。特定の業務を行うために必要な資格や能力を確実に身につけることが求められます。
- 特定の業務に従事する者については、環境法規等が定める必要な資格等を有すると共に、実際の現場等において適切な訓練を行う必要があります。そのために一律に教育・訓練を行うのではなく、それぞれの業務や役割等に応じた教育・訓練を適切に実施します。

削除: 特定の業務従事する者を対象に以下を目的とした教育・訓練を実施します。

要求事項 9. 環境コミュニケーションの実施

エコアクション 2.1 の取組を段階的に発展するために、組織内外の関係者と情報を共有し、双方向のコミュニケーションを図ることが重要です。

内部のコミュニケーションでは、全従業員及び社内関係者にエコアクション 2.1 の取組内容、今後環境経営を推進するに当たって有益な情報を伝達し、理解を高めます。

外部のコミュニケーションでは、環境経営レポートに基づく情報公開によりエコアクション 2.1 を適切に運用していることを内外に示し社外関係者との対話を促進します。また、環境に関する苦情や要望等には適切に対応します。

そこで本要求事項は、組織内外の関係者とのコミュニケーションに関する取組を求め、関係者との相互理解や協働が一層促進することを目的とします。

削除: 問

要求事項 9

エコアクション 2.1 の取組を適切に実行するため、以下のコミュニケーション活動を実施する。

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

- ・ 組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。
- ・ 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応と再発防止を行う。
- ・ 本ガイドライン第3章に掲げる環境経営レポートを年次で作成し、公表する。

766

767 【解説】

768 □ 内部コミュニケーションは、エコアクション21に効果的に取り組むための
769 重要な手段です。職場会議や掲示板等を通じて、環境経営目標及び環境経営
770 計画の進捗状況等を共有するだけでなく、従業員からの意見や提案を募集す
771 る等、双方向が交流できるよう配慮することが重要です。

772 □ 組織外コミュニケーションのうち、外部からの環境に関する苦情や要望は、
773 今後の改善のための気づきを得られる情報として重要です。外部からの環境
774 に関する苦情や要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、これに誠実に対応
775 します。環境に関する苦情や要望の受付内容（いつ、誰から、どのような内
776 容、対応者等）、対応した結果（対応部署、対応策、結果等）については、
777 記録しておきます。また、対応の結果によっては、同様の苦情が起きないよ
778 う、再発防止策を講じます。

779 □ 組織内外へのコミュニケーション・ツールとして、エコアクション21では
780 「環境経営レポート」の作成と公表を要求しています（第3章）。

781 □ 本要求事項に関する

782 要求事項 10. 実施及び運用

783 本要求事項は、環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画、環境関連法
784 規等の遵守のための取組を確実に実施することを目的とします。また、必要に
785 応じて手順書を作成します。

786

要求事項 10

- (1) 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画の達成並びに環境関連法
規等の遵守に必要な取組を実施する。
- (2) 環境経営方針、環境経営目標を達成するため、必要に応じて手順書を作
成し、運用する。

削除: 実施に当たっての手順を定め、

削除: 文書化し

削除: 必要に応じて文書化し、運用する。

787

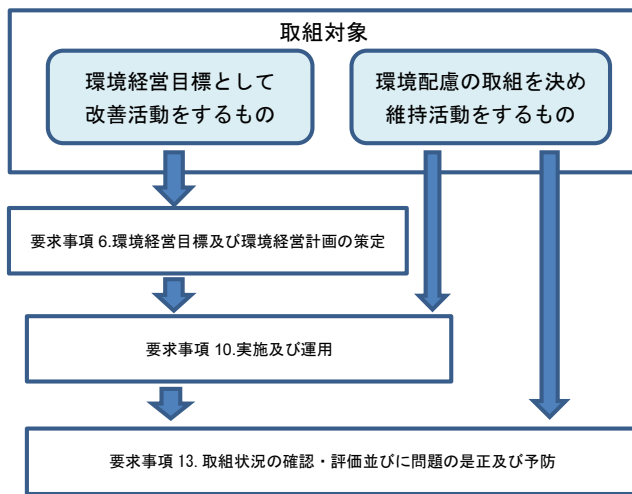
788 【解説】

789 □ 環境負荷の把握で特定され、取組の対象とすべき環境負荷及び活動は、環境
790 経営目標として改善活動を行う場合と、環境経営目標とはせずに環境配慮の
791 取組を決め維持活動を行う場合があります。このどちらにおいても取組を確
792 実に実施します（図7）。

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

796 □ 環境経営に係る実施及び運用は長期間に渡るものです。したがって状況変化
797 に応じて柔軟に取組の手順等を見直すことも検討してください。実施に当た
798 っては環境経営計画の実施、環境関連法規等の遵守、及びその他改善活動等
799 を効果的に行うために、必要な場合は手順書等を作成し、運用します。

削除: 見直すことも検討してください。実施に当たっては手順を定め、



800
801

図 7 取組対象の展開

802 要求事項 11. 環境上の緊急事態への準備及び対応

803 事故や天災等を原因とする環境に重大な影響を最小限に留めるために対応策
804 を定め、準備することは、環境負荷の軽減のみならず、対応手段の有効性を高
805 め事業の継続性を担保する上でも重要です。

806 そこで本要求事項は、環境上の緊急事態に関する取組を要求し、環境に関す
807 る危機管理能力の向上を図ることを目的とします。

808

要求事項 11

- (1) 環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、可能な範囲で定期的に試行すると共に訓練を実施する。
- (2) 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。

809

810 【解説】

811 □ 事故や天災等により、油の流出、化学物質の流出等の環境上の緊急事態が発
812 生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

815 ぼすどのような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、汚染
816 等が最小限の範囲で済むよう、あらかじめ有効な処置を実施するとともに緊
817 急事態発生時の対応策を定め、準備します。

削除: へ

818 □ 対応策の手順がスムーズに行えるか、課題はないかを確認するために、可能
819 な範囲で定期的な試行を行うと共に、その対応策を社員に定着させるため訓
820 練を行います。試行と訓練の目的は別になりますが、同時に行うことで問題
821 ありません。

822 □ 緊急事態の発生後や試行実施後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、
823 必要に応じて対応策を改訂します。

824 □ 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体等）を作成し、適切に管理しま
825 す。詳細は要求事項 12（文書類の作成・管理）を参照してください。

削除: 文書類（紙又は電子媒体）

826 要求事項 12. 文書類の作成・管理

827 エコアクション 2 1 の取組を持続可能なものとするためには、環境経営シス
828 テムでの取組が文書化されていることと、取組記録が情報として残っているこ
829 とが重要です。

830 そこで本要求事項は、必要な文書類を特定し、それらの適切な管理を求める
831 ことで、環境に関する情報管理体制の構築を目的とします。

832

要求事項 12

(1) エコアクション 2 1 の取組を実施するために以下の 14 種類の文書類、
及び組織が必要とする文書類（紙又は電子媒体等）を作成し、適切に管
理する。

削除: な文書類（紙又は電子媒体）

- ・ 環境経営方針
- ・ 環境への負荷の自己チェック等の結果
- ・ 環境への取組の自己チェックの結果
- ・ 環境関連法規等の取りまとめ
- ・ 環境経営目標・環境経営計画
- ・ 実施体制（組織図に役割等を記したもので可）
- ・ 外部からの苦情等の受付結果
- ・ 事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策
- ・ 環境上の緊急事態の対応の試行及び訓練の結果
- ・ 環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、その評価結果
- ・ 環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- ・ 問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・ 代表者による全体の取組状況の評価と見直し・提示の結果
- ・ 環境経営レポート

削除:

削除: け

削除: <#>環境経営レポート .

削除: 問題点の是正処置及び予防処置の結果

削除: .
環境関連法規等の遵守状況のチェック結果 .

削除: 及び

削除: 指示

833

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

845 **【解説】**

- 846 □ エコアクション21に必要な文書類以外に、適宜組織が定めたエコアクショ
847 ン21の運用に必要な文書類を定めます。
- 848 □ 文書類は、自らの環境経営を実践する上で、必要かつ十分なものとし、文書
849 類の作成が取組を停滞させる要因とならないよう、十分に留意します。文書
850 類は必要以上に作成する必要はなく、内容を複雑にする必要もありません。
851 既存の資料の活用や転用も十分考えられます。
- 852

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

853 要求事項 13. 取組状況の確認・評価, 並びに問題の是正及び予防

854 環境経営システムを発展させるためには、取組状況を定期的に点検すること
855 が重要です。

856 そこで本要求事項は、取組状況の確認・評価を要求し、問題点がある場合は
857 是正及び予防を要求することで、環境経営システムの有効性の向上を図ることを
858 を目的とします。

859

要求事項 13

- (1) 取組状況の確認・評価に関して、以下の項目を適切な頻度で実施する。
 - ・ 環境経営目標の達成状況
 - ・ 環境経営計画の実施状況
 - ・ 環境関連法規等の遵守状況
 - ・ 重要度の高い環境負荷及び活動状況
- (2) 問題がある場合は是正処置を行い、問題の発生が予想される場合は、必要に応じて予防処置を実施する。
- (3) 規模が比較的大きな組織の場合は、内部監査を実施する。

860

【解説】

861 <取組状況の確認・評価>

862 □ 取組状況を確認・評価するため、以下の状況を適切な頻度で確認（監視・測
863 定）及び評価し、是正処置、予防処置が必要かどうかの判断をします。

864 ・ 環境経営目標の達成状況：年度の環境経営目標達成のためには、自らが
865 設定した段階（月次、四半期、半期等）における達成度を判断するため
866 の目安（指標）を設定し、各段階での進捗を確認します。

867 ・ 環境経営計画の実施状況：環境経営計画の取組が、定められた責任・役
868 割の下、スケジュールどおりに実施されているかを確認します。

869 ・ 環境関連法規等の遵守：日常的な環境関連法規等の遵守（届出の実施、
870 測定の実施、規準値の遵守等）状況を確認します。

871 ・ 対象とすべき環境負荷及び活動状況：環境経営目標を策定しなかった環
872 境活動、環境負荷及び関連する活動状況のうち、自社にとって重要度が
873 高いと考えられる場合は、取組が適切に実施されているか確認します。

874 ただし、要求事項 6 で環境経営目標の設定が求められている項目につい
875 ては、必ず確認を行います。

876

877

878 <問題の是正及び予防>

879 □ 確認及び評価の結果、問題がある場合は、問題の原因を調査・分析し、その
880 原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施しま
881 す。また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、

削除: 策定

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

883 同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も是正処置に
884 含まれます。

885 □ 現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発
886 生を未然に防止するための予防処置を実施します。

887 □ 是正処置、予防処置には問題が起きた原因（起きることが想定される原因）
888 を適切に究明することが重要です。是正処置、予防処置は、対応した結果が
889 継続的に効果を発揮しているかの有効性について確認を行います。

890 □ 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体等）を作成し、適切に管理しま
891 す。詳細は要求事項 12（文書類の作成・管理）を参照してください。

削除: 文書類（紙又は電子媒体）

892

893 <（規模が比較的大きな組織における）内部監査>

894 □ 規模が比較的大きな組織（概ね 100 人以上）では、年に 1 回以上内部監査の
895 実施が必要です。内部監査では、以下の項目を主に確認します。

896 ・ 環境経営システムがガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めた
897 ルールに適合しているか

898 ・ 環境経営目標が達成されているか（あるいは達成できるか）

899 ・ 環境経営計画が適切に実施され、環境への取組及びシステムが継続的に
900 改善されているか

901 上記を中立的立場から監査の上評価し、その結果を代表者に報告します。監
902 査で問題が発見された場合は、是正処置、予防処置を行い、記録を残します。

903

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

905 要求事項 14. 代表者による全体の評価と見直し・指示

906 環境経営システムを発展させるためには、代表者が最終的に総括すると同時
907 に、次年度以降の方向性を示すことが重要です。

908 そこで本要求事項は、取組の総括と必要な指示を代表者に求め、エコアクシ
909 ョン21の取組をより発展させることを目的とします。

910

要求事項 14

代表者は、定期的エコアクション21に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、以下の項目を含む全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

- ・ 環境経営方針
- ・ 環境経営目標及び環境経営計画
- ・ 実施体制

削除: .

911

【解説】

912 □ 代表者は、エコアクション21全体の見直しに必要な情報を収集し、環境経
913 営システムが有効に機能しているか、環境への取組が適切に実施されてい
914 るかを経営的な視点から、定期的（少なくとも毎年1回）に評価と見直しを行
915 います。

916 □ 評価と見直しに必要な情報には、環境経営目標の達成状況、環境経営計画の
917 実施及び運用結果、環境関連法規等の遵守状況、外部からの環境に関する苦
918 情や要望等があります。

削除: 環境経営方針、実施体制、

919 □ 代表者は評価結果に基づき、経営上の課題とチャンスで明確化した内容を踏
920 まえ、環境への取組や環境経営システムにおいて成果をあげ、さらに発展強
921 化させる点、環境への取組や環境経営システムにおいて改善すべき点等を抽
922 出し、環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画及び実施体制等の見直し
923 を行い、必要に応じて変更に関する指示をします。

削除: が、これらに限りません。

924 □ 本要求事項に関する文書類（紙又は電子媒体等）を作成し、適切に管理しま
925 す。詳細は要求事項12（文書類の作成・管理）を参照してください。

削除: <#>代表者は評価結果に基づき、良かった点の抽出、環境経営で改善すべき点の抽出(例:良かった点の抽出及びより拡大する方法、自社事業と環境のかかわりの見直し、課題とチャンスの見直しに取り組んだ成果と対応及び見直し等)、環境経営方針、・環境経営目標の変更、実施体制の変更、取組内容の見直しを含めむ必要な指示を行います。 .

927

928

削除: 文書類（紙又は電子媒体）

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

940 第3章 環境情報を用いたコミュニケーション

941 本章では、環境情報を用いたコミュニケーションに関する要求事項を定めて
942 います。

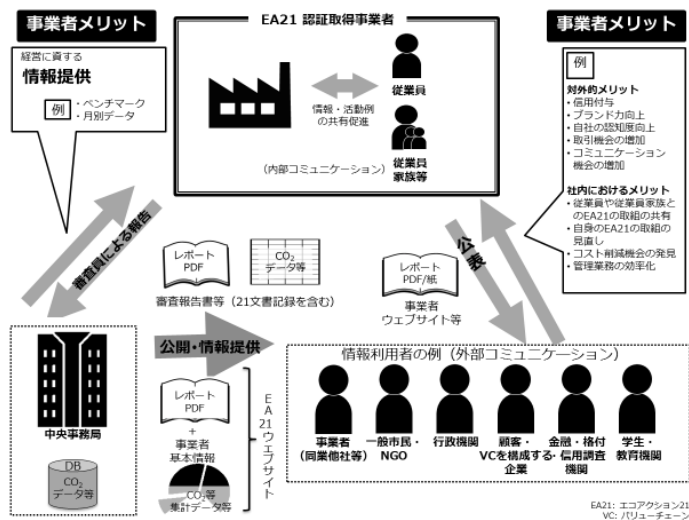
943 せっかくの環境への取組も、多くの人に伝えなければ“環境に配慮した事業
944 者”という評価を得ることはできません。そこで本章は事業者に対し、「環境経
945 営レポート」の作成、データの準備及びこれらの公表と活用について要求する
946 ものです。

947 また、審査員は事業者の協力の下、二酸化炭素情報の元データとなる**エネ**
948 **ギー使用量**等の環境等データを手し、中央事務局へ報告します。中央事務局
949 は当該データを分類・集計・分析し、有用な情報として様々な関係者に提供し
950 ます。

削除: エネルギー消費量

951 これにより、パリ協定を踏まえ、更なる取組が要求される二酸化炭素排出量
952 の管理・削減に対して、エコアクション21が効果的な取組であることを世の
953 中に広く理解してもらいます。

954 下記の図8は、本章の全体像と事業者のメリットを図示したものです。
955



956 図8 環境コミュニケーションとそのメリット
957
958

959 1. 環境経営レポートの作成及び公表と活用

960 環境経営レポートは、自らの環境への取組を様々な人へ語りかけるための対
961 話ツールです。単に環境経営レポートを作成するだけでなく、積極的に公表・
962 活用して、皆さんの環境への取組を応援する人々と協働の輪が広がることを目

削除: 取

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

965 的としています。上記の背景に基づき、事業者は、環境経営レポートの作成（1.
966 1）及び公表と活用（1. 2）を行います。

967

968 1. 1 環境経営レポートの作成

次の項目を盛り込んだ環境経営レポートを定期的に（原則毎年度）作成する。

■計画の策定 (Plan)

- (1) 組織の概要（事業所名，所在地，事業の概要，事業規模等）
- (2) 対象範囲（認証・登録範囲），レポートの対象期間及び発行日
- (3) 環境経営方針
- (4) 環境経営目標
- (5) 環境経営計画

削除: LAN

■計画の実施 (Do)

- (6) 環境経営計画に基づき実施した取組内容（実施体制を含む）

削除: 0

■取組状況の確認及び評価 (Check)

- (7) 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価（実績には二酸化炭素総排出量を含む）
- (8) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果，並びに違反，訴訟等の有無

削除: HECK

■全体の評価と見直し (Act)

- (9) 代表者による全体の評価と見直し・指示

削除: CT

969

970 1. 2 環境経営レポートの公表と活用

環境経営レポートを公表する。可能な場合は、インターネットのウェブサイトに掲載する。

971

972 【解説】

- 973 □ 協働したい方をイメージして作成すると、より有用な環境経営レポートとなり
974 ます。なお、1. 1に掲げた9つの項目は最低限含める必要がありますが、
975 過度に形式的になる必要はありません。エコアクション2.1の取組年数や活
976 動の進展にあわせ、見せ方の工夫や記載内容の充実、独自の項目を記載する
977 といった工夫を是非行ってください。
- 978 □ 1. 1に掲げた9つの要素が含まれている限り、その順番は問いません。さ
979 らに、環境経営レポートは単独のレポートとして作成するほか、会社案内等
980 の媒体と一体化して作成することも可能です。この場合「エコアクション2
981 .1環境経営レポートが含まれている」旨を表紙に明記してください。
- 982 □ 中央事務局のウェブサイトでは、全国の事業者の環境経営レポートを業種別・
983 地域別・規模別等、容易に検索して閲覧することが可能です。また、中央事
984 務局のウェブサイトには、作成支援マニュアルや活用事例集といった支援ツ
985 ールも掲載されています。

削除: 豊富に

削除: し

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

2. エネルギー使用量等環境データの提供・活用

削除: エネルギー消費量

エコアクション21には、「地球温暖化対策計画」により、二酸化炭素削減活動の実効性をPDCAサイクルの構築及び運用で担保することが政府から要請されています。また、事業者から提供されるエネルギー使用量等の環境データを集約し二酸化炭素削減効果を把握することで、エコアクション21の制度全体の価値が高まり、認証を取得している事業者の利益にもつながります。

削除: エネルギー消費量

本要求事項は、事業者から提供されたデータに基づき中央事務局等が事業者に提供する「経営に資する環境データ」により、エコアクション21による二酸化炭素削減活動の実効性を担保しながら、事業者の環境経営の改善を支援することを目的としています。

- (1) 事業者は、原則として月別に把握・管理した各種エネルギー使用量等及び原単位の算出に必要なデータを審査員に提供する。
- (2) 審査員は、当該データを中央事務局へ毎年度報告する。
- (3) 中央事務局は、提供されたデータに基づき事業者に対して「経営に資する環境データ」を提供する。

削除: エネルギー消費量

【解説】

- 気候変動リスクが現実味を増すなかで二酸化炭素削減は、地域社会、地方公共団体、産業界、金融界等の大きな関心事でもあります。
- 事業者は、原則として月別に集計・管理された各種エネルギー使用量及び年次の売上高等を取りまとめ、審査員へ提供します。
- 中央事務局は、事業者から提供されたエネルギー使用量等の環境データを業種別、地域別、規模別等で集計・分類・分析し「経営に資する環境データ」を事業者へ提供します。
- このデータには、業種別での環境負荷情報等を含み、事業者の環境経営を促進する上で有用な情報となります。 例えば、前年度及び同業他社と比較することで、自社の取組を評価することができます。
- また、このデータに基づき、事業者は、審査員へ今後の環境への取組を相談することができます。
- 提供された個別のデータは、事業者の許可なく公開しません。

削除: <#>エコアクション21の取組成果（二酸化炭素及び関連する情報）（当面は二酸化炭素情報）を月別に集計し、前年度との比較及び自社のエネルギー消費に関する効率性をより詳細に把握することで自社の立ち位置を理解することができます。また、気候変動リスクが現実味を増すなかで二酸化炭素削減は、地域社会、地方公共団体、産業界、金融界等の大きな関心事でもあります。

削除: エネルギー消費量

削除: エネルギー消費量

削除: 重要な手掛かりとなります

削除: み

削除: この情報に基づき

削除: も有用です

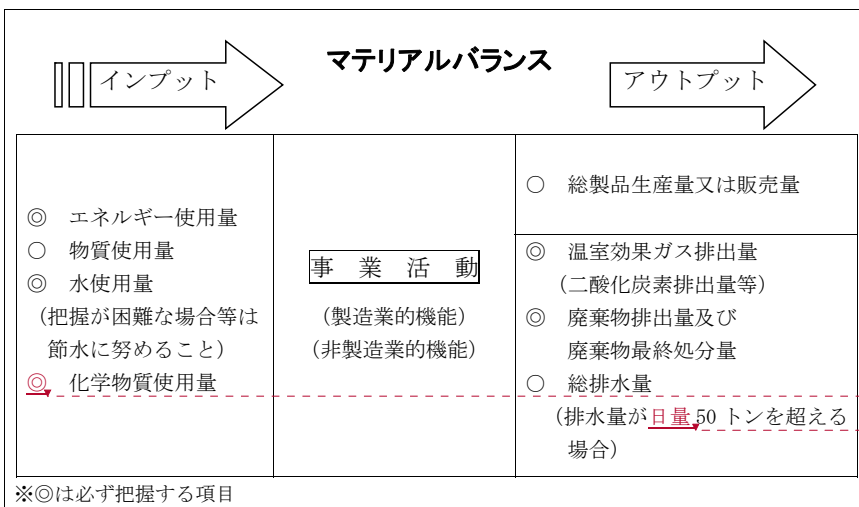
凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1035 **第4章 環境への負荷の自己チェック**

1036 **1. 環境への負荷の自己チェックの目的**

1037 環境への取組を行うには、まず、自らの事業活動に伴って、環境への負荷が
 1038 どの活動からどのくらい発生しているのかを知ることが重要です。「環境への負
 1039 荷の自己チェック」では、事業活動における物質やエネルギー等のインプット
 1040 とアウトプットを把握するマテリアルバランスの考え方にに基づき、事業活動に
 1041 における8項目の環境負荷について把握します。8項目のなかでも、エネルギー
 1042 使用量、水使用量、化学物質使用量、温室効果ガスのうち二酸化炭素排出量、
 1043 廃棄物排出量は必ず把握します。

1044 環境への負荷を把握した結果を踏まえて、適切な環境経営目標や環境経営計
 1045 画の策定等を行ってください。最新版の環境への負荷の自己チェック表は、中
 1046 央事務局のウェブサイトで公開されます。
 1047



1048 **図9 事業活動のマテリアルバランス**

1049 環境負荷を把握する際には、自らの事業活動を見渡して、「どの事業活動が環
 1050 境に大きな影響を与えていると考えられるか」を検討し、環境に大きな影響を
 1051 与えている活動、施設、設備、物質等を特定します。

1052 そのためには、事業活動の一連の工程を抽出し、各段階において生じる環境
 1053 負荷を洗い出してみることが有用な手段となります。各段階で何を投入（イン
 1054
 1055

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1058 プット)し、何が大気や水域等に排出(アウトプット)されているかを整理す
1059 ることにより、環境に大きな影響を与えている活動、施設、設備、物質等を特
1060 定することが可能となり、環境負荷の削減のために何に取り組むべきかが明ら
1061 かになります。

1062 なお、例えば納入される材料の梱包材が廃棄物になっている場合など、自社
1063 だけでの取組では負荷の削減が難しく、取引先等を含めたバリューチェーン規
1064 模での取組へと拡張する必要性を考慮することもあります。

削除: 尚

1065 また、一般的に、従業員数が増える、床面積が増える、生産量が増えるなど、
1066 事業活動の規模が大きくなればなるほど、事業活動に投入(インプット)され
1067 るエネルギーや物質等の量や、事業活動からアウトプットされる二酸化炭素や
1068 廃棄物等の量は増えます。この傾向は、特に事業の成長等に伴い、事業活動の
1069 規模が拡大傾向にある事業者の場合に顕著に見られます。そのような場合には、
1070 インプットやアウトプットの「総量」の把握と合わせて、それらの絶対量を生
1071 産量等の事業規模を示す指標で割り算した「原単位」(環境効率指標)の把握が
1072 重要になります。

1073 原単位は言わば「効率性」の指標で、ある量の製品やサービスを生産・提供
1074 するのにどのくらいのインプット・アウトプットが生じているかを見るもので
1075 す。事業活動の規模の推移等を考慮して、適切な指標を把握するようにしまし
1076 ょう。

1077 「総量」÷「事業規模指標」=「原単位」(環境効率指標)

1078 (例:「エネルギー使用量÷事業規模指標=エネルギー使用原単位、
1079 水使用量÷事業規模指標=水使用原単位」)

削除: 星

1081 2. 環境への負荷の自己チェック表の使い方等について

1082 2.1 データの集め方

- 1083 ・ 必要な情報、データの収集・整理に当たっては、経理関係のデータや行政の
1084 統計への調査票等、事業所内に既にある情報を有効に活用します。
- 1085 ・ データに関する資料については、それぞれの担当部署にバラバラに保管され
1086 ている、伝票ベースでしか保管されていない等のため、初めは収集・整理に
1087 時間が掛かるかもしれません。社内にある環境関連情報を環境の面から整理
1088 して、担当者が管理・把握できる仕組みを整備することが望まれます。
- 1089 ・ データは月単位程度の短い周期で把握すると、環境経営目標の設定や確認及
1090 び評価、また地方公共団体や取引先への報告の際により有効です。
- 1091 ・ 少なくとも過去3年程度の実績をチェックできるよう適切なデータ管理を行
1092 います。

削除: 回答票

1093
1094

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1098
 1099

表1 活用できる社内の情報例と対応するチェック項目

活用できる社内の情報例	対応するチェック項目
エネルギー、資源、原材料の使用量、購入量、金額等の伝票	購入電力、その他エネルギー、水、資源
石油等消費構造統計調査票の写し	その他エネルギー
マニフェスト伝票	廃棄物
廃棄物処理委託会社への支払伝票	廃棄物
レンタルコピー機の請求書、支払伝票、設備仕様書、使用説明書	資源
大気汚染物質排出量総合調査票の写し、計量証明書	大気汚染
水質汚濁物質排出量総合調査票の写し、計量証明書	排水
<u>化学物質の保管・管理に係る書類</u>	化学物質
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	化学物質
安全データシート (SDS)	化学物質

削除: 化学物質保管管理票

1100 **2.2 環境への負荷の自己チェック表を使用する際の留意事項**

- 1101 ・ 環境への負荷の自己チェック表は、環境への負荷の自己チェックが容易になるように、例として示したものです。個々の事業者の状況に応じて、項目、
- 1102 排出係数、単位等について適宜修正することが可能です。重要なことは、年々の
- 1103 負荷量を同じ基準で容易に比較できるようにすることです。
- 1104
- 1105 ・ 入力が必要の欄と任意の欄が色分けされています。詳しい入力方法は環境への
- 1106 負荷の自己チェック表の電子ファイル及びエコアクション21中央事務局
- 1107 ウェブサイト (URL) を参照してください。
- 1108 ・ 二酸化炭素の排出係数については、国が公表する電気事業者ごとの排出係数
- 1109 を用いますが、毎年新たな排出係数を用いるのではなく、原則として一定期
- 1110 間 (中長期の目標設定期間等) 固定とし、環境経営目標の管理や経年比較が
- 1111 可能となるようにします。その際に、採用した排出係数は、実績値と共に明
- 1112 らかにしておきます。
- 1113 ・ 環境への負荷の自己チェック表は、単年度の排出量を算定する形になってい
- 1114 ますが、可能な項目については、2～3年のデータを整理することにより、
- 1115 前年度比や排出量の推移を把握し、どのように改善されているか等の評価を
- 1116 行って、計画の策定や取組に活かすことが重要です。
- 1117 ・ 事業者は、環境負荷の総量を削減することが求められていますが、一方、事
- 1118 業経営の観点から、経済効率性の高い環境への取組も求められています。そ

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1120 のため、事業者の環境への取組結果等を把握・評価する場合は、環境負荷の
1121 総量を示す指標だけでなく、経済価値を反映しながらその環境への取組の効
1122 率性を表す原単位(環境効率指標)を把握・管理することが重要になります。
1123 環境への負荷の自己チェック表には、活動規模を把握する欄を設け、事業活
1124 動の規模が変化する場合にも、環境への取組の効果を把握できるようになっ
1125 ています。また指標の設定については、事業の特性に応じて、適切なものを
1126 選んでください。
1127

削除: (全てを計算する必要はありません)

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1129 3. 環境への負荷の自己チェック表

1130 以下の自己チェック表の詳細は、ファイル（環境への負荷の自己チェックシート_2017-1-18）を参照ください。

負荷の自己チェック表

【概要説明】

- 白いセル は自動で計算されるので、変更しないでください。
- 黄色いセル は必ず入力してください。
- 青いセル は任意で入力してください。

【負荷の自己チェックの開始年月】

この「負荷の自己チェック表」は12ヶ月間の把握を前提としています。それ以外の把握期間で使用する場合には適宜修正してください。

開始年月	2016	年	4	月
------	------	---	---	---

○ 期間は、①決算にあわせた会計年度、②国の会計年度（4月～翌年3月）、③年（1月～12月）のいずれかに設定すると良いでしょう。

【各シートについて】

- 「1. 事業規模」は、従業員数、売上額、床面積など、事業規模に関する指数を入力するシートです。以降のシートで「原単位」を算出するのに用いられます。
- 「2-1. 購入電力」は、電力事業者から購入した電力量を入力するシートです。二酸化炭素排出量算定のために用いられます。
- 「2-2. 自家発電」は、事業者が自ら発電した電力量等を入力するシートです。
- 「2-3. その他エネルギー」は、電力以外に事業者が使用した各種エネルギー量を入力するシートです。二酸化炭素排出量算定のために用いられます。
- 「2-4. 排出係数」は、各種エネルギー消費量から二酸化炭素排出量を算定するための排出係数を設定するシートです。
- 「3. 廃棄物」は、事業者が排出した「一般廃棄物」「産業廃棄物」の量及び最終処分量等を入力するシートです。
- 「4. 水」は、事業者による水の使用量を入力するシートです。
- 「5. 化学物質」は、事業者が使用した化学物質等を入力するシートです。
- 「A. 取りまとめ表」は、1.～5. のシートに入力した情報から「エネルギー消費」「廃棄物」「水使用量」「化学物質使用量」を一表にまとめて表示するシートです。
- 「B. 取りまとめ表（月別CO2）」は、1.～2-4. のシートに入力した情報から月別の二酸化炭素排出量を算定し、一表にまとめて表示するシートです。
- 「付6. 排水」は、年間の排水量が50トンを超える事業者が排水量を把握するためのシートです。
- 「付7. 6.5ガス」は、エネルギー消費由来二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量（6.5ガス）を把握するためのシートです（任意）。
- 「付8. 資源」は、事業者が使用する資源量を把握するためのシートです（任意）。
- 「付9. 製品」は、事業者の生産・提供する製品・サービスの量等を把握するためのシートです（任意）。
- 「付C. 取りまとめ表」は、付6.～付9. のシートに入力した情報から「排水量」「6.5ガス」「資源使用量」「製品」を一表にまとめて表示するシートです（任意）。

1131

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1. 事業の規模

活動規模	単位	2016年4月～2017年3月	年	年	年	年	年
従業員数	人						
売上額	万円						
床面積	m2						

上記の「活動規模」のうち、以下のシートで原単位を把握するために使用する指標を選んでください。

従業員数	0
------	---

 人

- 活動規模の指標は、エネルギー使用量・廃棄物排出量・水使用量等の原単位の把握に役立ちます。
- 従業員数、売上額、床面積以外に適切な活動規模の指標がある場合には、任意で追加してください。

1132
1133

凡例：
 削除部分/アンダーライン：パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

2-1. 二酸化炭素排出量算定のためのエネルギー消費量把握（購入電力）

	単位	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	合計	原単位
電力事業者名A	—													—	—
購入電力量A (①)	kWh													0	—
購入電力量A金額 (②)	円													0	—
電力事業者名B	—													—	—
購入電力量 (③)	kWh													0	—
購入電力B金額 (④)	円													0	—
購入電力量合計 (①+③)	kWh	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x
購入電力金額合計 (②+④)	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x

- 3社以上の異なる電力事業者から電力を購入している事業者は、適宜行を追加してください。
- 排出係数は、「2-4. 排出係数」で管理してください。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

2-2. 二酸化炭素排出量算定のためのエネルギー消費量把握 (自家発電)

		単位	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	合計	
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー-Aの名称	—													—	
	再生可能エネルギー-Aによる発電量 (1)	kWh													0	
	①のうち自家消費量 (2)	kWh													0	
	再生可能エネルギー-Aによる売電額 (3)	円													0	
	再生可能エネルギー-Bの名称	—													—	
	再生可能エネルギー-Bによる発電量 (4)	kWh													0	
	④のうち自家消費量 (5)	kWh													0	
	再生可能エネルギー-Bによる売電額 (6)	円													0	
	再生可能エネルギー-A・Bによる自家発電電力量合計 (1)+(4)	kWh	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち消費電力量合計 (2)+(5)	kWh	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	売電額合計 (3)+(6)	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	化石燃料	ガソリン使用量	L													0
金額		円													0	
発電量		kWh													0	
うち自家消費量		kWh													0	
売電額		円													0	
軽油使用量		L													0	
金額		円													0	
発電量		kWh													0	
うち自家消費量		kWh													0	
売電額		円													0	
灯油使用量		L													0	
金額		円													0	
発電量		kWh													0	
うち自家消費量		kWh													0	
売電額		円													0	
A重油使用量		L													0	
金額		円													0	
発電量		kWh													0	
うち自家消費量		kWh													0	
売電額		円													0	
都市ガス使用量		m3														0
金額		円														0
発電量		kWh														0
うち自家消費量		kWh														0
売電額	円														0	
プロパンガス使用量	m3														0	
金額	円														0	
発電量	kWh														0	
うち自家消費量	kWh														0	
売電額	円														0	
液化石油ガス (LPG) 使用量	m3														0	
金額	円														0	
発電量	kWh														0	
うち自家消費量	kWh														0	
売電額	円														0	
液化天然ガス (LNG) 使用量	kg														0	
金額	円														0	
発電量	kWh														0	
うち自家消費量	kWh														0	
売電額	円														0	
化石燃料による自家発電電力量合計	kWh	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち消費電力量合計	kWh	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
売電額合計	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

○ このシートは「化石燃料」の欄には、自家発電のために使用している化石燃料の量を記入してください。電気エネルギーに変換せずに使用しているものは、「2-3. その他エネルギー」のシートに記入してください。
 ○ 3系統以上の再生可能エネルギーによる発電を行っている事業者は、適宜行を追加してください。
 ○ 排出係数については、「2-4. 排出係数」を参照してください。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

2-3. 二酸化炭素排出量算定のためのエネルギー消費量把握

		単位	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	合計	
化石燃料	ガソリン	L													0	
	ガソリン金額	円													0	
	軽油	L													0	
	軽油金額	円													0	
	灯油	L													0	
	灯油金額	円													0	
	A重油	L													0	
	A重油金額	円													0	
	都市ガス	m3													0	
	都市ガス金額	円													0	
	プロパンガス	m3													0	
	プロパンガス金額	円													0	
	液化石油ガス (LPG)	m3													0	
	液化石油ガス (LPG) 金額	円													0	
	液化天然ガス (LNG)	kg													0	
	液化天然ガス (LNG) 金額	円													0	
	化石燃料金額合計 (⑧)	円		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他															0
		円													0	
															0	
その他金額合計 (⑨)		円		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金額合計 (⑤+⑥+⑧+⑨)	円		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- このシートの「化石燃料」の欄には、電気エネルギーに変換せずに使用している化石燃料の量を記入してください。自家発電に使用しているものは、「2-2. 自家発電」のシートに記入してください。
- 消費量の把握が困難な場合には、購入量で把握してください。
- 液化石油ガス (LPG) の消費/購入量をkgで把握している場合については「1kg=0.458m3 (気体)」として換算してください。
- 「エネルギー消費」に含まれる「その他」には、「熱供給 (蒸気)」及び自らが焼却または燃料として使用した廃棄物 (例: 「廃油」及び「廃プラスチック」等) があります。
- 上記に該当しない項目で投入しているエネルギーがある場合には、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省/経済産業省)を参照して、エネルギー量を算出してください。「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン類」「パーフルオロカーボン類」「六フッ化硫黄」「三フッ化窒素」については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省/経済産業省)を参照し、各々の事業者にあった項目を集計表に追加してください。参考として、「付7. 6.5ガス」にエネルギー起源の二酸化炭素以外の6.5ガスについての集計表を掲載しております。
- 排出係数については、「2-4. 排出係数」を参照してください。

1136

1137

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

2-4. 排出係数

	CO2排出係数	単位	出典		
			資料名	年	URL等
電力	電力事業者名A	0.579	kg-CO2/kWh		
	電力事業者名B	0.579	kg-CO2/kWh		
排出係数	ガソリン	2.32	kg-CO2/L	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	軽油	2.58	kg-CO2/L	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	灯油	2.49	kg-CO2/L	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	A重油	2.71	kg-CO2/L	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	都市ガス	2.23	kg-CO2/m3	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	プロパンガス	5.97	kg-CO2/m3	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	液化石油ガス (LPG)	6.55	kg-CO2/m3	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
	液化天然ガス (LNG)	2.70	kg-CO2/kg	温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver4.2)	2016 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_4-2.pdf
他					

- 3社以上の異なる電力事業者から電力を購入している事業者は、適宜行を追加してください。
- 購入電力のCO2排出原単位については、電力事業者の公表している「調整後排出係数」を参照し、t-CO2/kWhからkg-CO2/kWhに変換するために、適宜1000倍してください。例えば、0.000579 (t-CO2/kWh) は 0.579 (kg-CO2/kWh) になります。
- その他のエネルギー源の排出係数については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省/経済産業省)を参照し、二酸化炭素排出量がkgで把握できるように適宜排出係数を変換してください。
- それぞれの排出係数の出典を明記してください。

1138

1139

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

3. 廃棄物排出量及び最終処分量

品名・種類	単位	2016年4月		2016年5月		2016年6月		2016年7月		2016年8月		2016年9月		2016年10月		2016年11月		2016年12月		2017年1月		2017年2月		2017年3月		合計		最終処分量 kg	
		排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)	排出量	金額 (円)		
一般廃棄物	kg																										0	0	
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
産業廃棄物	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg																											0	0
	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 廃棄物排出量について、重量以外で把握している事業者の場合には、単位を適宜変更してください。
- 「一般廃棄物」「産業廃棄物」の空欄には、排出される廃棄物の種類を記入してください。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

4. 水使用量

単位	2016年4月		2016年5月		2016年6月		2016年7月		2016年8月		2016年9月		2016年10月		2016年11月		2016年12月		2017年1月		2017年2月		2017年3月		合計		
	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	使用量	金額 (円)	
上水	m3																										0
工業用水	m3																										0
地下水	m3																										0
海水、河川水	m3																										0
雨水	m3																										0
	m3																										0
	m3																										0
合計	m3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 水質汚濁防止法・下水道法に該当する場合には、付属文書の「総排水量」も把握してください。
- 製品の生産及びサービスの提供において原材料等として投入される水は、「物質使用量」として把握してください。
- サイト内で循環的に利用している水は計上しないでください。

1141
 1142

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

5. 化学物質使用量

2016年4月～2017年3月							
化学物質の種類	単位	期首保管量	期首確認日	期内購入量	期末保管量	期末確認日	使用量
	kg						0
	kg						0
	kg						0
	kg						0
	kg						0
	kg						0
	kg						0
	kg						0
	kg						0
	kg						0
	kg						0
	kg						0

- 把握する化学物質は原則としてPRTR制度対象物質としますが、本表を用いてPRTR制度対象物質以外について把握しても構いません。
- 製造、加工、修理等の工程及び原材料等で化学物質を含む製品を扱う事業者においては、製品に含まれる化学物質の使用量を把握します。原材料以外の主な化学物質を含む製品としては、洗浄剤、インク、グリス、塗料等です。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

A. 環境への負荷の状況 (取りまとめ表)

	単位	他シートからのデータ (a)				比較する期間 (b)			増減 (a-b)		
		2016年4月～2017年3月				年 月～年 月					
		量	金額 (円)	CO2排出量 (kg-CO2)	CO2排出原単位 (kg-CO2/人)	量	金額 (円)	CO2排出量 (kg-CO2)	量	金額 (円)	CO2排出量 (kg-CO2)
購入電力A	kWh	0	0	0	0			0	0	0	
購入電力B	kWh	0	0	0	0			0	0	0	
自家発電消費電力	kWh	0	—	—	—			0	—	—	
工											
ガソリン	L	0	0	0	0			0	0	0	
ネ											
軽油	L	0	0	0	0			0	0	0	
ル											
灯油	L	0	0	0	0			0	0	0	
ギ											
A重油	L	0	0	0	0			0	0	0	
一											
都市ガス	m3	0	0	0	0			0	0	0	
消											
プロパンガス	m3	0	0	0	0			0	0	0	
費											
液化石油ガス (LPG)	m3	0	0	0	0			0	0	0	
液化天然ガス (LNG)	kg	0	0	0	0			0	0	0	
		0	0	0	0			0	0	0	
		0	0	0	0			0	0	0	
一般廃棄物	kg	0	0	—	—			0	0	—	
廃											
産業廃棄物	kg	0	0	—	—			0	0	—	
合計	kg	0	0	—	—	0	0	0	0	—	
再資源化	kg	0	0	—	—			0	0	—	
最終処分量 (任意)	kg	0	—	—	—			0	—	—	
上水	m3	0	0	—	—			0	0	—	
工業用水	m3	0	0	—	—			0	0	—	
地下水	m3	0	0	—	—			0	0	—	
海水、河川水	m3	0	0	—	—			0	0	—	
雨水	m3	0	0	—	—			0	0	—	
量											
	m3	0	0	—	—			0	0	—	
	m3	0	0	—	—			0	0	—	
合計	m3	0	0	—	—	0	0	0	0	—	
化学物質使用量	kg	0	—	—	—			0	—	—	
	kg	0	—	—	—			0	—	—	
	kg	0	—	—	—			0	—	—	
	kg	0	—	—	—			0	—	—	
	kg	0	—	—	—			0	—	—	
	kg	0	—	—	—			0	—	—	
	kg	0	—	—	—			0	—	—	
	kg	0	—	—	—			0	—	—	
	kg	0	—	—	—			0	—	—	

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

B. 取りまとめ表（月別エネルギー起源二酸化炭素排出量）

		単位	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	合計	CO2排出原単位 (kg-CO2/人)	
電力	購入電力A	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	購入電力B	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	電力合計	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
化石燃料	ガソリン	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	軽油	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	灯油	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	A重油	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	都市ガス	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	プロパンガス	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	液化石油ガス (LPG)	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	液化天然ガス (LNG)	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
		化石燃料合計	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x
	その他		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x
		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
その他合計		kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	
	合計	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	

- 上記に該当しない項目で投入しているエネルギーがある場合には、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省/経済産業省）を参照して、エネルギー量を算出してください。「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン類」「パーフルオロカーボン類」「六フッ化硫黄」「三フッ化窒素」については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省/経済産業省）」を参照し、各々の事業者にあった項目を集計表に追加してください。参考として、「付7.6.5ガス」にエネルギー起源の二酸化炭素以外の6.5ガスについての集計表を掲載しております。
- 排出係数については、「2-1. 排出係数」を参照してください。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

付6. 総排水量（年間の排水量が50トンを超える場合）

	単位	2016年4月		2016年5月		2016年6月		2016年7月		2016年8月		2016年9月		2016年10月		2016年11月		2016年12月		2017年1月		2017年2月		2017年3月		合計			
		排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)	排水量	金額 (円)		
公共 用水 領域	河川	m3																									0	0	
	湖沼	m3																										0	0
	海域	m3																										0	0
		m3																										0	0
		m3																										0	0
	公共用水域 合計	m3																										0	0
下水道	m3																										0	0	
総排水量	m3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

○ 再利用、処理等を行っていない雨水の排水は計上しないでください。

1146
1147

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

付7. エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量 (6.5ガス)

	単位	2016年4月	2016年5月	2016年6月	2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月	合計
廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素 (CO2)	kg-CO2													0
原燃料使用を除く非エネルギー起源二酸化炭素 (CO2)	kg-CO2													0
メタン (CH4)	kg-CO2													0
一酸化二窒素 (N2O)	kg-CO2													0
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	kg-CO2													0
パーフルオロカーボン類 (PFCS)	kg-CO2													0
六フッ化硫黄 (SF6)	kg-CO2													0
三フッ化窒素 (NF3)	kg-CO2													0
合計	kg-CO2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1148
 1149

○ 二酸化炭素換算で記入してください。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

付8. 資源使用量

2016年4月～2017年3月				
資源の種類	単位	使用量	金額(円)	備考(保管量等)
○資源の種類	t			
・金属(鉄、アルミ、銅、鉛等)	t			
・プラスチック(種類ごと)	t			
・ゴム	t			
・ガラス	t			
・木材	t			
・紙(用紙も含む)	t			
	t			

- PRTR制度対象物質は「5. 化学物質」のシートで把握してください。
- 主要な物質から把握してください。資源使用量は、重量(単位はt)で把握してください。
- 製品の製造において原材料等として使用される水や石油等は、資源使用量として把握してください。
- 事業者内部で循環的に利用(再使用、再生利用、熱回収)している物質は対象外となります。
- 資源使用量を把握するのが困難な場合には、総製品生産量または総商品販売量と廃棄物排出量を足し合わせて算出する方法もあります。

1150
 1151

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

付9. 総製品生産量または販売量

2016年4月～2017年3月					
製品名等		単位	生産・販売・使用量	金額(円)	金額÷量(円/t)
製品・商品	重量	t			
		t			
		t			
		t			
		t			
		製品・商品重量合計	t	0	0
製品・商品	重量以外				—
					—
					—
					—
					—
容器・包装	重量	t			
		t			
		t			
		t			
		容器包装使用量合計	t	0	0

○ 金額は販売金額ではなく、生産コストを記入してください。

1152
 1153
 1154

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

付C. 環境への負荷の状況 (取りまとめ表)

	単位	他シートからのデータ (a)			比較する期間 (b)		増減 (a-b)			
		量	金額 (円)	CO2排出原単位 (kg-CO2/)	2016年4月 ~ 2017年3月		量	金額 (円)		
					年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月				
排水量	公共用水域	m3	0	0	—		0	0		
	下水道	m3	0	0	—		0	0		
	合計	m3	0	0	—	0	0	0		
6. 廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素 (CO2)	原燃料使用を除く非エネルギー起源二酸化炭素 (CO2)	kg-CO2	0	—	×		—	0	—	
	メタン (CH4)	kg-CO2	0	—	×		—	0	—	
	一酸化二窒素 (N2O)	kg-CO2	0	—	×		—	0	—	
	5. ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	kg-CO2	0	—	×		—	0	—
		パーフルオロカーボン類 (PFCs)	kg-CO2	0	—	×		—	0	—
		六フッ化硫黄 (SF6)	kg-CO2	0	—	×		—	0	—
三フッ化窒素 (NF3)	kg-CO2	0	—	×		—	0	—		
合計	kg-CO2	0	—	×	0	—	0	—		
資源使用量		t			—					
		t			—					
		t			—					
		t			—					
		t			—					
		t			—					
		t			—					
		t			—					
	合計	t	0	0	—	0	0	0	0	
	製品	製品生産量等	t	0	0	—			0	0
容器包装使用量		t	0	0	—			0	0	

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1156 第5章 環境への取組の自己チェック

1157 1. 環境への取組の自己チェックの目的

1158 環境経営を進めるには、まず第4章の「環境への負荷の自己チェック表」等
1159 に基づき、自らの事業活動に伴う環境負荷を把握し、環境に大きな影響を与え
1160 ている活動等を特定します。

1161 そして、現在どのような環境への取組を行っているかを把握した上で、自ら
1162 の環境負荷を削減するための取組を検討します。取組の検討では、本章にある
1163 「環境への取組の自己チェック表」(以下、「チェック表」とします。)等を基に、現
1164 在の環境への取組状況を把握すると共に、リストにある取組の内容を参考に、
1165 今後実施していくべき具体的な取組を明らかにします。そして、その取組内容
1166 を環境経営目標及び環境経営計画の策定に反映させます。

1167 以下では、本チェック表の概要及び活用方法について解説します。

1168

削除: 活動

1169 2. 環境への取組の自己チェック表の構成・内容・活用方法

1170 2.1 チェック表の構成

1171 チェック表は、以下の4つの項目で構成されています。

1172

- 1173 (1) 事業活動へのインプットに関する項目
- 1174 (2) 事業活動からのアウトプットに関する項目
- 1175 (3) 製品及びサービスに関する項目
- 1176 (4) その他

1177

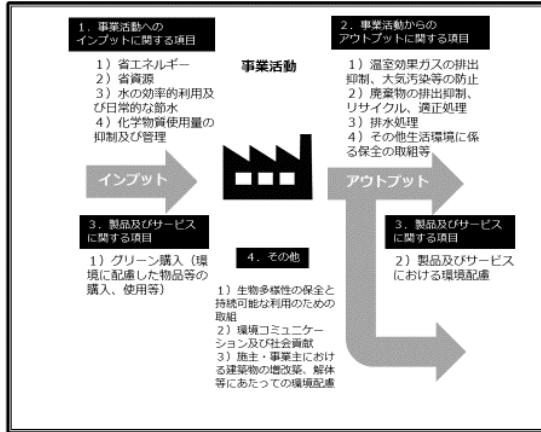
1178 それぞれの項目は、省エネルギー、省資源等の中項目に分かれており、それ
1179 ぞれについて具体的な取組内容を記載しています。具体的な取組リストの項目
1180 を事業活動に基づき整理すると、図10のように表されます。

1181

削除: 環境への取組の自己チェックリスト

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1184



1185

1186

図 10 事業活動と環境への取組の自己チェック表の項目

1187 **2.2 チェック表の内容について**

1188 エコアクション2 1 に初めて取り組む事業者においては、現在どのような環
 1189 境への取組を行っているか、まず現状を把握します。そこで、チェック表¹⁴を使
 1190 って、取組状況を把握します。チェック表の概要は、図 11 のとおりです。

¹⁴チェック表は、製造業者、建設業者、運輸業者、商店、病院、学校、官公庁等あらゆる業種の事業者が利用できるよう、業種共通に取り組める一般的な環境配慮の取組を列挙しています。

削除: リスト

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

チェックリストの具体的な取組は、環境への取組を網羅しているわけではありません。取組に関する記載内容には限界があることから、個別の取組内容について詳しく解説している資料やその他の取組の参考資料となる情報源をEAG中央事務局ホームページに記載しています。

No	チェック (○、△、×、)	具体的な取組	取組段階の目安	
			導入	発展
1.		事務室、工場等の照明は、昼休み、残業時等、不必要な時は消灯している	導入	
2.		ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレ等、照明は常設は消灯し、使用時のみ点灯している	導入	
3.		パソコン、コピー機等のOA機器は、省電力設定にしている	導入	
4.		夜間、休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切っている	導入	
5.		エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている	導入	
6.		空調の温度化(冷房28度設定、暖房20度設定)を徹底している【取組の効果】	導入	

取組レベルの目安として右側に「導入」・「発展」・「継続的发展」の3段階が記載されています。自社の取組を評価する際の目安としてください。

チェックリストの項目の中には、その取組をすることによりどの程度環境負荷(二酸化炭素排出量等)を削減できるかといった効果を示しているものがあります(チェックリストでは【取組による効果】と記載)。取組の優先度や重要度を考える際の参考としてください。

※本表項目6において、空調機の室温設定も夏季16度から22度へと変更し、冬季の室温設定を22度から20度へと低くすると熱源のエネルギー削減率は夏季7.8%/度、冬季2.9%/度となります。

図 11 事業活動と環境への取組の自己チェック表の項目

1191
 1192
 1193
 1194
 1195
 1196
 1197
 1198
 1199

またチェック表の取組項目ごとに「導入」、「発展」、「継続的发展」という取組段階の目安を記載しています。導入段階はエコアクション21ガイドラインに定められた要求事項を最低限満たしているだけの段階であり、エコアクション21のPDCAサイクルを回したスパイラルアップのなかで、発展段階や継続的发展段階へと進んでいくことが期待されます。

削除: リスト

2.3 チェック表の使い方

以下では、「エコアクション21に初めて取り組む事業者」と「既にエコアクション21に取り組んでいる事業者及び2年目以降の事業者」に分け、チェック表の活用の仕方について解説します。自社の状況に合わせて内容を確認してください。

2.3.1 エコアクション21に初めて取り組む事業者

チェック表について、図12のとおり表の左端のチェック欄に記入します。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

既に取り組んでいる活動:○
 ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要な活動:△
 取り組んでいない活動:×
 関連がないと判断される活動:／

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	取組段階の目安 導入 発展 継続的発展
1.	○	事務室、工場等の照明は、昼休み、残業時等、不必要な時は消灯している	導入
2.	△	ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレ等、照明は普段は消灯し、使用時のみ点灯している	導入
3.	×	パソコン、コピー機等のOA機器は、省電力設定にしている	導入
4.	/	夜間、休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切っている	導入

図 12 環境への取組の自己チェック表記入例

1209
 1210
 1211
 1212
 1213
 1214
 1215

次に、チェックの結果を踏まえ、第4章で特定した環境に大きな影響を及ぼす活動等について、環境負荷を削減するための取組を検討し、環境経営目標及び環境経営計画に反映します。その際に、チェック表にある具体的な取組内容を参考にしてください。

削除: 活動

2.3.2 既にエコアクション21に取り組んでいる事業者及び2年目以降の事業者

過去に行ったチェックの結果「△」や「×」と評価した取組について、優先度や重要度を考慮しつつ、今後実施していくべき具体的な環境への取組を検討する上で参考にしてください。2.3.1に記載されている全ての項目に関するチェックは不要です。

2.4 チェック表の活用例

2.4.1 取組状況を数値化して把握する

チェック表の活用方法として、次のような方法で数値化して取組状況を把握することもできます。数値化することで、自社の毎年の進捗を数字をベースに把握することができます。

- ・ 点数化して全体の進捗状況を集計する
- ・ 事業者の創意工夫で数値化する方法

◆点数化して全体の進捗状況を集計する方法の例

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1232 「○」「△」「×」に重み付けをし、自らの取組に点数をつけて評価する方法
1233 です。例えば、各項目ごとに環境への取組に対する重要度を設定し、合わせて
1234 取組状況「○」「△」「×」を点数化して、以下のように評点することができます¹⁵。
1235

1236
1237 ① 「○」「△」「×」のチェックが入った項目を次のとおり点数化する。
1238

No.	重要度に基づく重みづけ ¹⁶	点数(例)
1	環境経営に「著しい」効果があると考えられる項目	3点
2	環境経営に「かなり」効果があると考えられる項目	2点
3	環境経営に「多少」効果があると考えられる項目	1点

1239
1240 ② 上記①で付けた点数に次の数値を乗じる。
1241

No.	チェック表における評価結果	乗数用数値
1	チェック表で「○」が記載されている項目	2
2	チェック表で「△」が記載されている項目	1
3	チェック表で「×」が記載されている項目	0

1242
1243 《例》
1244 ・ 「著しい効果がある」と判断した項目で、評価結果が「○」の場合：
1245 $3 \times 2 = 6$ 点
1246 ・ 「かなり効果がある」と判断した項目で、評価結果が「×」の場合：
1247 $2 \times 0 = 0$ 点
1248 ・ 「多少、効果がある」と判断した項目で、評価結果が「△」の場合：
1249 $1 \times 1 = 1$ 点
1250

1251 ③ 「／」を除く全項目について、上記②で得た点数を合計する。
1252 この数値を「環境経営度数」とする。当該度数を基に、年々の環境への取組
1253 状況を数値で把握・比較する。
1254

1255 ◆事業者の創意工夫で数値化する方法の例

1256 チェック表の取組内容によっては、その取組状況を数値化できるものもあり
1257 ます。特に、策定した環境経営目標に関連がある取組については、数値化
1258 することで目標達成状況の把握等に有効であることから、可能な限り数値化
1259 することが望まれます。以下のような例を参考として、個々の事情に合わせて
1260 て工夫してください。

¹⁵重要度の設定は、業種による違い及び事業者により異なります。

¹⁶「著しい」「かなり」「多少の」判断は、自社の環境負荷のチェック表等に基づき評価してください。

削除: 基づく判断に

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1261

1262 《例》

○低公害車の保有の割合 (例:低公害車保有台数/自動車保有台数)	←「輸送・交通等に伴う環境負荷の低減」
○自社の製品全体に占める環境配慮型の製品の割合 (例:環境配慮型製品数/全取扱製品数)	←「製品の開発・設計等における環境配慮」
○環境関係の基金や地域のボランティア活動への支援額	←「環境に関する情報提供や社会貢献,地域の環境への取組」

1263

1264 **3. 環境への取組の自己チェック表**

1. 事業活動へのインプットに関する項目

1265

1) 省エネルギー

1266

①エネルギーの効率的利用及び日常的なエネルギーの節約

1267

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	取組段階の目安 導入 発展 継続的発展
1.		事務室,工場等の照明は,昼休み,残業時等,不必要な時は消灯している	導入
2.		ロッカー室や倉庫,使用頻度が低いトイレ等,照明は普段は消灯し,使用時のみ点灯している	導入
3.		パソコン,コピー機等のOA機器は,省電力設定にしている	導入
4.		夜間,休日は,パソコン,プリンター等の主電源を切っている	導入
5.		エレベーターの使用を控え,階段を使用するよう努めている	導入
6.		空調の適温化(冷房28度程度,暖房20度程度)を徹底している【取組の効果 ¹⁷⁾ 】	導入

¹⁷⁾某事務所ビルにおいて,空調機の室温設定を夏季26度から28度に2度高く,冬季の設定温度を22度から20度に2度低くすると熱源のエネルギー削減率は夏季7.5%/度,冬季2.5%/度となります。

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	取組段階の目安 導入 発展 継続的發展
7.		使用していない部屋の空調を停止している	導入
8.		ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節している	導入
9.		夏季における軽装(クールビズ)、冬季における重ね着(ウ ォームビズ)等服装の工夫をして、冷暖房の使用を抑えて いる	導入
10.		具体的な数値目標を、期限付きで設定している	導入
11.		緑のカーテンを設置している	導入
12.		すだれや庇の取り付けで窓からの日射の侵入を防いでいる	導入
13.		屋外機の冷却対策(よしず、日陰、散水など)をしている	導入
14.		窓に断熱シート(プチプチマット等)を貼付け、熱のロス を防いでいる	導入
15.		屋上に野菜などを植えて屋上緑化をしている	発展
16.		空調を必要な区域や時間に限定して使用している	発展
17.		人感センサー管理を設定している	発展
18.		間引き照明を実施している	発展
19.		<製造工程>工程間の仕掛かり削減、ラインの並列化や部 分統合等により生産工程の待機時間を短縮している	継続的發展
20.		<製造工程>前処理、前加工、予熱等を合理化すること により生産工程の時間を短縮している	継続的發展
21.		デマンド監視を実施している	継続的發展
22.		ピークシフトを実施している	継続的發展
23.		空調:外気浸入による熱損失を防ぐ処置をしている	継続的發展
24.		空調:外気利用等で効率の良い運転をしている	継続的發展

削除: (ウォームビズ)

1268

1269

②設備機器等の適正管理

No	チェック (○・△・×)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的發展
1.		照明器具については、定期的な清掃、交換を行う等、適 正に管理している	導入
2.		空調機については、フィルターの定期的な清掃・交換等、 適正に管理している	導入
3.		冷暖房終了時間前に熱源機を停止し、装置内の熱を有効 利用している(予冷や予熱時には外気の取り入れをして	導入

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

		いない)	
4.		エレベーターの夜間、休日の部分的停止等を行っている	発展
5.		電力不要時には、負荷遮断、変圧器を遮断している	継続的発展
6.		熱源機器（冷凍機、ボイラー等）の冷水・温水出口温度の設定を、運転効率がよくなるよう可能な限り調整をする他、定期点検を行う等、適正に管理している【取組の効果 ¹⁸⁾ 】	継続的発展
7.		ボイラーや燃焼機器の空気比（空気過剰係数）を低く抑えて運転し、排ガスによる熱損失、送風機の消費電力を削減している【取組の効果 ¹⁹⁾ 】	継続的発展
		空気圧縮機については、必要十分なライン圧力に低圧化している	継続的発展
8.		外気温度が概ね20～27度の中間期は、全熱交換器（換気しながら、冷暖房の熱を回収して再利用する設備）のバイパス運転（普通換気モード、中間制御運転、熱交換ローター停止）を行っている。又は、窓の開閉等により外気取り入れ量を調整して室温を調節している	継続的発展
9.		冬季以外は給湯を停止している	継続的発展
10.		共用のコンピューター等の電源については、管理担当者や使用上のルールを決める等、適正に管理している	継続的発展
11.		デマンド監視を実施している	継続的発展
12.		高効率機器（蓄熱式ヒートポンプ等）を採用している	継続的発展
13.		排熱を利用している	継続的発展

1271

1272

③設備の入替・更新時及び施設の改修に当たっての配慮

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		複層ガラス、二重サッシ等を採用し、建物の断熱性能を向上させている	導入
2.		昼間の太陽光や人の存在を感知し、必要時のみ点灯する設備を採用している	導入
3.		LED照明を採用している	導入
4.		コピー機、パソコン、プリンター等のOA機器については、エネルギー効率の高い機器を導入している	発展

¹⁸⁾某病院において、夏の盛夏（7～8月）以外の低負荷時にガス冷凍機（燃料；都市ガス13A）の冷水出口温度を7度から10度上げることでガス消費量が8%削減となります。

¹⁹⁾某病院において、ボイラー（燃料；都市ガス13A）の空気比を1.6から1.3にすることでガス消費量が2.1%削減となります。なお、ボイラーの排ガス温度は200度で一定と仮定しています。

削除: 某病院において、夏の盛夏（7～8月）以外の低負荷時にガス冷凍機（燃料；都市ガス13A）の冷水出口温度を7度から10度上げることでガス消費量が8%削減となります。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

5.	あらかじめ設定された時刻や時間帯に、照明の箇所や照度等を自動制御するシステムを導入している	発展
6.	熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスを採用し、日射を遮断している	発展
7.	空調機にピークカット機能を組み込んでいる	発展
8.	照明器具の位置を下げるなど照度UPに取り組んでいる(点光源の場合、照度は距離の二乗に反比例)	発展
9.	負荷の変動が予想される動力機器において、回転数制御が可能なインバーターを採用している【取組の効果 ²⁰ 】	継続的発展
10.	空気圧縮機、冷凍機、ボイラー等のエネルギー供給設備については、新規購入及び更新時には省エネルギー型機を導入している	継続的発展
11.	換気の際に屋外に排出される熱を回収して利用することのできる全熱交換器を採用している	継続的発展
12.	部分換気システムを導入している【取組の効果 ²¹ 】	継続的発展
13.	従来機との比較でAPFの高いヒートポンプエアコンを採用している	継続的発展
14.	天然ガスを利用した空調システム等の省エネルギー型空調設備を導入している	継続的発展
15.	天井埋込形エアコンの吹き出しにファン等を付けて、風を攪乱させる装置を導入している	継続的発展
16.	給湯設備の配管等を断熱化している	継続的発展
17.	電力損失の少ない高効率変圧器を採用している	継続的発展
18.	コージェネレーションシステムを導入している【取組の効果 ²² 】	継続的発展
19.	地域冷暖房(地域熱供給)システムを利用している	継続的発展
20.	ごみ焼却熱やボイラー等の廃熱を利用できる回収システムを導入している【取組の効果 ²³ 】	継続的発展
21.	高効率蛍光灯等の省エネルギー型照明器具に切り替えるようにしている【取組の効果 ²⁵ 】	継続的発展

削除: COP

削除:。

削除: <#> .

... (1)

²⁰某金属製品製造業者の亜鉛溶融炉集塵機(運転時間:平日17.6時間、土曜日5.7時間、日曜日0時間)の吸引ファンをダンパ制御からインバーター制御にすることで年間590MWhの電気使用量を削減できます。

²¹某介護老人福祉施設の厨房に部分換気システムを導入することによって、従来比(メーカー計算)で年間300kWhの電気使用量を削減できます。なお、投資額は約250万円。

²²某特別養護老人ホームの給湯器について灯油を燃料にしていたものからガス給湯器に変更し、その際に合わせてコージェネレーションを導入することで年間18,252kWhの電気使用量を削減できます。なお、投資額は約800万円。追加の情報は、EA21中央事務局ウェブサイトを参照してください。

²³某旅館の蒸気ボイラー(燃料:A重油)の蒸気ドレンに排熱回収システム(熱交換器等)を設置することで54,519Lの重油使用量を削減できます。なお、投資額は約275万円。

²⁵例えば、54Wの白熱電球から12WのLED(明るさは同等)に交換した場合、1灯1時間当たり(54W-12W)×0.425≒17.9gの二酸化炭素排出量(排出係数は0.425を使用)を削減できます。排出係数については国が公表する「平成26年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数」のうち東京電力の数値を用いて算出しています

削除: M

削除: h

削除: 電球形蛍光灯

削除: 19

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

22	屋根, 壁, 床等に断熱材を採用している	継続的発展
23	自然エネルギーの積極的利用を進めている/検討している	継続的発展
24	空調機の屋外機に散水装置を取り付けている(ピークカット対策)	継続的発展
25	潜熱回収型湯沸器(熱効率95%)を採用している	継続的発展
26	蒸気配管, 加熱装置等の断熱化(保温)している	継続的発展
27	照明器具に個別スイッチ(キャノピースイッチ等)を取り付けている	継続的発展
28	水銀灯はLED型(約50%省エネ)を採用している	継続的発展
29	家電製品はトップランナー製品を優先的に選択している(省エネ性能カタログを参考にしている)	継続的発展
30	電力のデマンドコントロールを採用している(ピークカット対策)	継続的発展
31	屋上を遮熱塗装している	継続的発展

削除: セラミックメタルハライド型

1276
1277

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1279

1280

2) 省資源

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		会議用資料や事務手続書類の簡素化に取り組んでいる	導入
2.		社内 LAN, データベース等の利用による文書の電子化に取り組んでいる	導入
3.		打合せや会議の資料等については、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる	導入
4.		印刷物を作成する場合は、その部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部が出ないように配慮している	導入
5.		両面、集約等の機能を活用した印刷及びコピーを徹底している	導入
6.		使用済み用紙、ポスター、カレンダー等の裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している	導入
7.		使用済み封筒を再利用している	導入
8.		コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認すると共に、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている	導入
9.		書面による郵送に代えて電子メールを活用している	導入
10.		作成する書類は1枚にまとめる“1枚ベスト運動”に取り組んでいる	導入
11.		レンタルウエス（工業用ぞうきん）を利用している	発展
12.		製品に合わせたスプレーガンの利用で塗料や洗浄剤等の使用量を抑制している	継続的発展
13.		生産工程で使用する塗料や洗浄剤等のタンクを集約化することで使用量を抑制する	継続的発展
14.		材料加工時による端材等のロスを減らすため、材料取りや設計の見直し等を行っている	継続的発展
15.		溶剤、洗浄剤、触媒といった補助材料を削減するため、原材料の仕様変更等を見直している	継続的発展

1281

1282

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1283 **3) 水の効率的利用及び日常的な節水**

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的發展
1.		節水呼びかけの表示をしている	導入
2.		手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行している	導入
3.		社用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水を励行している	導入
4.		トイレに水流し音発生器を取り付ける等、トイレ用水を節約している	導入
5.		蛇口（水栓）をシャワー型にするなど水量を減らす工夫をしている	導入
6.		生産工程で使用する水を再利用するための設備を設置し、活用している（中水利用）	発展
7.		冷凍機や冷温水発生機等で使用する冷却水について、循環使用している	発展
8.		バルブの調整により水量及び水圧の調節を図っている	発展
9.		蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置している	発展
10.		水道配管からの漏水を定期的に点検している	発展
11.		ホースに手元バルブを取り付けて流し放しを防いでいる	発展
12.		自動水栓を取付けている	発展
13.		塗装やメッキに使用する洗浄水を多段（カスケード）使用している	継続的發展
14.		冷温水発生機、クーリングタワー等の稼働に伴い使用される水の量が適正に保たれるよう設備の管理を行っている	継続的發展
15.		雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている	継続的發展
16.		雨水を地下浸透させる設備（浸透升等）を導入している	継続的發展
17.		水使用量の把握と削減目標を設定している（維持管理含む）	継続的發展

1284

1285

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1286
 1287

4) 化学物質使用量の抑制及び管理

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		最小限での運用を心がけている	導入
2.		屋外での除草剤, 殺虫剤の使用の削減に取り組んでいる	導入
3.		消毒用アルコールを非危険物のものになっている	発展
4.		保管タンク, 配管等の漏れ防止を実施している	発展
5.		洗浄薬品等は, 交換頻度を見直ししている (品質維持必須)	発展
6.		燃料油, 溶剤, 塗料等の揮発を防止する等, VOC の排出抑制に取り組んでいる【参考情報 ²⁶⁾ 】	継続的発展
7.		有害物質のタンク, パイプ類は漏洩, 拡散等を防止できる構造としている	継続的発展
8.		有害性の化学物質について, その種類, 使用量, 保管量, 使用方法, 使用場所, 保管場所等を経時的に把握し, 記録・管理している	継続的発展
9.		有害性の化学物質の排出量の計測, 推定等を行っている	継続的発展
10.		有害性の化学物質の表示を徹底している	継続的発展
11.		化学物質の安全性に関する情報伝達のため, SDS (化学物質安全データシート) により管理している	継続的発展
12.		有害物質のタンク, パイプ等の保守・点検を定期的に行う等適正管理に努めている	継続的発展
13.		代替物質の調査を実施している	継続的発展
14.		<製造工程>レイアウト見直しによる使用量の削減をしている	継続的発展

削除。

削除。

1288
 1289
 1290
 1291
 1292
 1293
 1294
 1295

²⁶⁾(参考) 経済産業省・社団法人産業環境管理協会「VOC 排出抑制の手引き」
http://www.meti.go.jp/policy/voc/downloads/VOC-tebiki_22fy.pdf

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

2. 事業活動からのアウトプットに関する項目

1298
 1299
 1300

1) 温室効果ガスの排出抑制, 大気汚染等の防止 ①温室効果ガスの排出抑制

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		都市ガス, 灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入, 使用している	発展
2.		自社の車両の運転におけるムダな燃料使用をさけるため, ドライブレコーダー等を導入し, 車両の運転における燃料効率の改善を図っている	発展
3.		製品購入の際には, できるだけHFC (ハイドロフルオロカーボン), PFC (パーフルオロカーボン), SF6 (六フッ化硫黄) 等を使用していない製品を選ぶように配慮している	継続的発展
4.		HFC (ハイドロフルオロカーボン), PFC (パーフルオロカーボン), SF6 (六フッ化硫黄) 等を使用している製品を廃棄する際の回収に努めている	継続的発展
5.		燃料電池システムを導入している	継続的発展
6.		太陽光発電設備を導入し, 太陽エネルギーを電気として利用している【取組の効果 ²⁷⁾ 】	継続的発展
7.		太陽熱温水器等を導入し, 加熱した水を暖房や給湯に利用している【取組の効果 ²⁸⁾ 】	継続的発展
8.		マイクロ水力 (発電規模 100kW 程度以下の水力発電) を導入している【参考 ²⁹⁾ 】	継続的発展
9.		カーボン・オフセットに取り組んでいる商品やサービスを購入又は使用している	継続的発展
10.		ハイブリッド車や電気自動車を導入している	継続的発展

削除:

1301
 1302

²⁷⁾10kW の太陽光発電システムを設置した場合, 年間約 10,000kWh 発電できます (全国平均)

(出典) 一般社団法人太陽光発電協会ウェブサイト 設置事例など

<http://www.jpea.gr.jp/setting/building/flow/index.html>

²⁸⁾ソーラーシステム振興協会の試算によれば, 太陽熱温水器 (集熱面積 3.0㎡, 集熱量 6,527.04MJ) を 1 台設置することで年間 2,267kWh の節電に相当します。 (出典) 社団法人ソーラーシステム振興協会ウェブサイト <http://www.ssda.or.jp/energy/merit.html>

²⁹⁾(参考) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「マイクロ水力発電導入ガイドブック」

<http://www.nedo.go.jp/content/100544823.pdf>

削除: 156 万 kcal

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1304 ②大気汚染物質の排出抑制

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		定期的に吸気口の清掃をしている	導入
2.		設備の定期点検と予防保全の実施をしている	導入
3.		汚染物質除去装置を設置している	発展
4.		大気汚染の少ないプロセスや機器（低 NOx 燃焼機器等）を採用している	継続的発展
5.		日常的に大気汚染防止への配慮（燃焼管理等）を行っている	継続的発展
6.		大気汚染について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その遵守に努めている	継続的発展

1305

1306

1307

2) 廃棄物等の排出抑制, リサイクル, 適正処理

①廃棄物の発生そのものを抑える取組

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		ペーパータオルを廃止している	導入
2.		ゴミ箱の削減, あるいは撤去している	導入
3.		廃棄物処分方法の変更をしている 廃棄物の有価化	導入
4.		分別廃棄の徹底をしている 廃棄物の有価化	導入
5.		劣化等による不良在庫を減らすため, 在庫数量の適正化等在庫管理を徹底している	導入
6.		使い捨て製品（紙コップ, 使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制している	導入
7.		リターナブル容器（ビール瓶, 一升瓶等）に入った製品を優先的に購入し, 使用している	導入
8.		再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入し, 使用している	導入
9.		詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により, 製品等の長期使用を進めている	導入
10.		コピー機, パソコン, プリンター等について, リサイクルしやすい素材を使用した製品を購入している	導入
11.		商品の購入時には, 簡易包装のものを優先的に購入している	導入
12.		納品の際の梱包, 包装資材等の削減に取り組んでいる	導入

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

13.		OA 機器等の故障時には、修理可能かどうかをチェックし、可能な限り修理することで長期使用に努めている	導入
14.		マイ箸、マイカップ、マイ水筒運動を行っている	導入
15.		従業員等にマイバッグ運動を呼びかけている	導入
16.		3S（整理・整頓・清掃）活動を実施している	導入
17.		帳票の見直し	発展
18.		生産工程の歩留まり向上に努めている	発展
19.		加工ミスによるロスの低減に努めている	発展
20.		廃棄物の重量を正確に把握し、MFCA（マテリアルフローコスト会計）等に基づき廃棄物の原価を計算している	継続的発展
21.		クレームの発生撲滅に努めている	継続的発展
22.		品質マネジメントシステム（QMS）と連動して（一体的に）運用している	継続的発展
23.		発生量の把握と削減目標を設定している（維持管理含む）	継続的発展

1308

1309

②リサイクルの促進

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別を徹底している	導入
2.		シュレッダーの使用を機密文書等に限り、シュレッダー処理紙のリサイクルに努めている	導入
3.		コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確立し、リサイクルを図っている	導入
4.		発生したごみは可能な限り、圧縮等を行い、減量している	発展
5.		食堂等における食べ残し、食品残渣等の有機物質については可能な限りコンポスト化（堆肥化）し、土壌に還元し、利用している	発展
6.		廃食用油のリサイクルルートを確立し、せっけん等への再利用を行っている	発展
7.		適切なリサイクル業者を特定・選定している	発展
8.		生産工程から発生する金属くず、紙くず、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備やラインを設け、活用している	継続的発展

1310

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1311 ③産業廃棄物等の適正処理

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を極力行うことにより、有機物の埋立て処分を抑制している	発展
2.		廃棄物焼却の際、塩化ビニール等焼却に適さない物が混入しないよう徹底すると共に、ばい煙の処理、近隣環境への配慮等を行っている	発展
3.		廃棄物を見える化している（量、金額、委託先等）	継続的発展

1312

1313 3) 排水処理

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		最小限の使用を徹底している	導入
2.		トイレや散水栓に雨水を利用している	導入
3.		浄化槽の適切な維持管理を実施している	導入
4.		水質汚濁の少ないプロセスや機器（廃液回収・再利用等）を採用している	継続的発展
5.		排水処理装置を適切に設置している	継続的発展
6.		有害物質や有機汚濁物質（生ごみ等）ができるだけ混入しないようにしている	継続的発展
7.		水質汚濁等について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている	継続的発展
8.		油水分離槽を設置し、油の分離・回収に努めている	継続的発展
9.		年に数回程度油水分離槽の清掃を定期的に行い、油の流出防止に努めている	継続的発展

1314

1315 4) その他生活環境に関する保全の取組等

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		悪臭防止のため排出口の位置等の配慮を行っている	継続的発展
2.		低騒音型機器の使用、防音・防振設備の設置等により騒音・振動を防止し、日常監視及び測定を実施している	継続的発展

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

3. 製品及びサービスに関する項目

1316

1317

1) グリーン購入（環境に配慮した物品等の購入、使用等）

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		コピー用紙、コンピューター用紙、伝票、事務用箋、印刷物、パンフレット、トイレトペーパー、名刺等の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図っている	発展
2.		節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している	発展
3.		温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者から電力を購入している	継続的発展
4.		環境に配慮した物品等の調達に関する方針、基準等を作成し、それらに基づき物品リストを作成し、リストに基づき、購入を行っている	継続的発展
5.		環境ラベル認定等製品を優先的に購入している【参考 ³⁰ 】	継続的発展
6.		省エネルギー基準適合製品を購入している【参考 ³¹ 】	継続的発展
7.		再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用している	継続的発展
8.		間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用している	継続的発展
9.		無漂白製品（衣料品等）、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入、使用している	継続的発展
10.		修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用している	継続的発展
11.		木材の調達にあたり、跡地の緑化、植林、環境修復が適切に行われていることに配慮している。又は跡地緑化等を考慮している	継続的発展
12.		社用車について、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車等の低公害車への切替えに取り組んでいる	継続的発展

削除:

1318

1319

³⁰(参考) 環境省「環境ラベル等データベース」(マーク索引) <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

³¹(参考) 財団法人省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」 <http://seihinjyoho.go.jp/>

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1321 2) 製品及びサービスにおける環境配慮

1322 ①設計, 計画等における取組

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		製品の小型化, 軽量化等により, 同一機能に対して資源使用量のミニマム化を指向している	継続的発展
2.		製品の長寿命化を指向している	継続的発展
3.		製品の使用過程でのエネルギーの削減を指向している	継続的発展
4.		再生資源の積極的利用に取り組んでいる	継続的発展
5.		廃棄物の発生抑制のため, モデルチェンジの適正化に取り組んでいる	継続的発展
6.		リサイクルしやすいよう, 素材の種類や製品の部品点数の削減や, ネジの数を減らすこと等による解体しやすい構造を指向している	継続的発展
7.		有害性の化学物質の含有量を少なくするよう指向している	継続的発展
8.		塩素系有機溶剤等の削減, 代替物質への転換を行っている	継続的発展
9.		プレス方法(金型)の修正や変更により, 製品不良の削減等効率化を図っている	継続的発展
10.		購入する原材料の仕様を変更し, 端材等の削減に取り組んでいる	継続的発展
11.		製品の生産数量と品目を分析する等して, 生産計画を平準化している	継続的発展
12.		自社製品及び社外から購入する部品等について, 想定される環境負荷のチェック表を作成している	継続的発展
13.		新製品開発, モデルチェンジ等に当たり, 環境負荷の測定・記録や製品アセスメント(製品が廃棄物になった場合の適正処理困難性の評価, 製品の生産から消費, 廃棄に至る各段階での環境負荷の評価(ライフサイクルアセスメント)等を含む)を実施している	継続的発展
14.		既存製品についても, 計画的に製品アセスメント等を実施している	継続的発展
15.		自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる	継続的発展

1323

1324

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1325 ②出荷，輸送等における取組

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		簡易包装の推進，多重包装の見直し等を推進している	導入
2.		定期点検を着実に実施している	導入
3.		製品等の輸送の際には，繰り返し利用できるパレットや 通い箱を利用している	発展
4.		エコドライブ等運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶ かしの排除，駐停車中のエンジン停止等）を励行してい る【参考 ³² 】	発展
5.		共用自転車を導入して，近距離の用務には社用車を使用 せず，自転車を利用するように努めている	発展
6.		公共交通機関の利用等により，社用車の使用削減に努め ている	発展
7.		鉄道・海運を積極的に利用している	発展
8.		タイヤの空気圧を定期的に確認し，適正值（メーカー指 定の空気圧）を保つように努めている	継続的発展
9.		排気ガスや騒音のレベルを抑えるため適正な車輛整備を 行っている	継続的発展
10.		共同輸配送，帰り荷の確保に取り組んでいる（積載車の 納品・引き取り時）	継続的発展
11.		発注・輸送（納品・引き取り）の計画化・平準化，行き 過ぎた少量・多頻度輸送やジャスト・イン・タイムサー ビスの見直しを行っている	継続的発展

1326

1327

³²エコドライブ普及連絡会「エコドライブ10のすすめ」 <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010609/01.pdf>

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1328 ③製品の回収・リサイクル

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		使用後の製品, 容器包装等の回収・リサイクルに取り組んでいる	発展
2.		フロン類の漏洩防止のための留意点等, 製品に関する環境への負荷を低減するための消費者への情報提供を行っている	継続的発展
3.		消耗品の回収箱等を店頭に設置する等, その回収・リサイクルに取り組んでいる	継続的発展

1329

1330 ④環境配慮型商品等の販売及び情報提供

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		販売の際にマイバックの利用を推奨している	発展
2.		量り売りやばら売り等を推進している	発展
3.		エコマーク及び自ら制定したマークや宣言等を製品やパンフレット等に表示している	発展
4.		再生資源を使用した商品, 再生可能な商品, 繰り返し使える商品, 省エネ・省資源型の商品, 容器包装を簡素化した商品, 環境ラベル認定等製品等を重点的に販売している	継続的発展
5.		上記商品の販売目標を定め, 販売促進に積極的に取り組んでいる	継続的発展
6.		修理部品の長期的な確保に自主的に取り組んでいる	継続的発展
7.		消費者等に環境配慮型商品に関する情報を積極的に提供している	継続的発展
8.		製品の使用時や廃棄時の環境負荷の量をカタログ等に表示している	継続的発展
9.		販売の際に環境配慮型製品の表示, 製品アセスメントの果の表示等を行っている	継続的発展
10.		外部から製品の環境負荷に関するデータの提供の依頼があった場合, 協力している	継続的発展

1331

1332

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

4. その他

1333

1334

1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		調達する原材料（木材、水産品、農作物、鉱物等）の原産地を把握している	発展
2.		地元の自然資源の積極的な利用を図り、地産地消を推進している	発展
3.		原材料の生産や採掘が、現地の生物多様性に悪影響を与えるものではないか、先住民の権利は尊重されているか等についての情報を得ている	継続的発展
4.		調達する原材料について、認証品（森林認証、漁業認証等）の活用を指向している	継続的発展
5.		事業活動が生物多様性に与える影響を公表している	継続的発展
6.		事業所周辺の環境や生き物の保全活動（生息地の整備等）を通し、事業活動を行う地域環境への配慮を行っている	継続的発展

1335

1336

1337

2) 環境コミュニケーション及び社会貢献

①環境コミュニケーション

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		ウェブサイト上で環境に関する情報を提供している	発展
2.		行政、地域住民、取引先等へ環境経営レポートを配布している ³³	継続的発展
3.		事業活動に伴う重要な環境負荷、環境に関する主要な目標、環境担当者の連絡先等を公表している	継続的発展
4.		消費者等に対して、情報提供や啓発活動を行っている	継続的発展
5.		外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている	継続的発展
6.		意見聴取を定期的に行い、環境への取組の際に考慮して	継続的発展

削除。

³³中央事務局のウェブサイト等で環境経営レポート作成・活用支援マニュアルや活用事例集等を公表しています。これらもぜひ参考にしてください。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

		いる	
7.		外部関係者の意見を聴取する窓口を設けている	継続的発展

1339

1340 ②社会貢献

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		環境に関する基金・団体の設置, 既存の基金・団体を支援している (人材派遣, 資金面での援助, 従業員の給与の端数を集めた寄付, 広報活動への協力等)	継続的発展
2.		環境関係の基金等へのマッチングギフト (従業員労働組合等の任意の寄付と同額の寄付を事業主として行うこと) を行っている	継続的発展
3.		地域のボランティア活動等に積極的に参加し, 協力や支援を行っている	継続的発展
4.		環境に関する研究や活動を行っているサークル等に対する支援, 又は協働を行っている	継続的発展
5.		環境に関連する表彰制度を実施している	継続的発展
6.		大学に環境関係の寄附講座を開く等, 研究機関への支援を行っている	継続的発展
7.		敷地内, 壁面, 屋上等の緑化を行っている (大気浄化, 都市気象の緩和にも資する)	継続的発展

1341

1342 3) 施主・事業主における建築物の増改築, 解体等に当たっての環境配慮

1343 ①設計者及び施工業者 (工務店, 建設会社等) への依頼・協力要請

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		環境負荷の少ない建築材の使用, 建築材の使用合理化等 (合板型枠等の木材の使用合理化, 高炉セメント, エコセメント, 再生素材の積極的使用等) を依頼している	継続的発展
2.		周辺の自然環境 (動植物等) への影響を最小限に抑える, 又は修復する等環境に配慮した施工計画の提案を依頼している	継続的発展

1344

1345

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1346 ②既存建築物が及ぼす環境への影響を予防, 低減するための方策

No	チェック (○, △, ×, /)	具体的な取組	レベル 導入 発展 継続的発展
1.		建築物の老朽化や運用の診断を行い, 改善や環境保全設備の見直しを行っている	継続的発展
2.		建築物の耐久性の向上に取り組んでいる	継続的発展
3.		排水設備のメンテナンス, 吹き付けアスベストの管理(特に解体時の事前除去) 等を行っている	継続的発展

1347

1348

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1349 [環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等]

1350 詳細な解説、実際に事業者が取り組んでいる事例紹介等に係るウェブサイトや環境関連
1351 の団体等のウェブサイトは数多くあります。下記に環境に配慮した事業活動に関連する主
1352 な団体等の URL を記載しますので、参考にしてください。

1353

1354 [全般]

- 1355 ・ 環境省 : <http://www.env.go.jp/>
- 1356 ・ 経済産業省 : <http://www.meti.go.jp/>
- 1357 ・ 資源エネルギー庁 : <http://www.enecho.meti.go.jp/>
- 1358 ・ 国土交通省 : <http://www.mlit.go.jp/>
- 1359 ・ 農林水産省 : <http://www.maff.go.jp/>

1360 [エネルギー関連]

- 1361 ・ (財) 省エネルギーセンター : <http://www.eccj.or.jp/>
- 1362 ・ (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) : <http://www.nedo.go.jp/>
- 1363 ・ (財) 新エネルギー財団 (NEF) : <http://www.nef.or.jp/>
- 1364 ・ (財) 地球環境センター : <http://gec.jp/jp/index.html>
- 1365 ・ 経済産業省近畿経済産業局エネルギービジネスプラットフォーム関西 :
1366 <http://www.kansai.meti.go.jp/>

1367 [廃棄物・リサイクル関連]

- 1368 ・ ~~(一社) 産業環境管理協会 資源リサイクル促進センター~~ : <http://www.cjc.or.jp/>
- 1369 ・ (財) 産業廃棄物処理事業振興財団 : <http://www.sanpainet.or.jp/>
- 1370 ・ (財) 日本容器包装リサイクル協会 : <http://www.jcpra.or.jp/>

削除: (財) クリーン・ジャパン・センター

1371 [化学物質関連]

- 1372 ・ PRTR インフォメーション広場 (環境省) : <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk>
1373 0.html
- 1374 ・ (独) 製品評価技術基盤機構 : <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>
- 1375 ・ (社) 産業環境管理協会 : <http://www.jemai.or.jp/>

1376 [グリーン購入関連]

- 1377 ・ グリーン購入ネットワーク : <http://www.gpn.jp/>
- 1378 ・ (財) 日本環境協会エコマーク事務局 : <http://www.ecomark.jp/>
- 1379 ・ エコ・リサイクル資材ナビ : <http://recycle.kensetu-navi.com/>
- 1380 ・ 環境ラベル等データベース (環境省) :
1381 <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

- 1382 ・ (財) ~~環境優良車普及機構~~ : http://www.levo.or.jp/home_j.html

削除: 運輸低公害車普及機構

1383 [エコドライブ関連]

- 1384 ・ エコドライブ普及促進協議会 : <http://www.ecodrive.jp/>

1385 [環境関連法規等]

- 1386 ・ 環境法令データベース (環境省) : <http://www.env.go.jp/hourei/>

1387

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1390 第6章 エコアクション21認証・登録制度の運営の仕組 1391 み

1392 本章は、本制度の運営に関する内容を規定しています。

削除: エコアクション21認証・登録制度 (以下、「本制度」と言う。)

1393 1. 本制度の運営に当たっての原則

1394 本制度の運営に関わる各主体は、以下の原則を踏まえ活動しなければならない。
1395

- 1396 ・ 信頼性: 下記の原則を全て満たし、社会からの期待に応える能力及び環境に係
1397 る専門性を有し、かつ、有していると認識されていること
- 1398 ・ 公平性: 公正不偏の態度を常に保持し、公平性に疑念を持たれるような、経
1399 済的、身分的利害関係を有していないこと
- 1400 ・ 持続性: 運営の継続性に重大な疑義がなく、経済的基盤が確保されているこ
1401 と
- 1402 ・ 効率性: 運営を効率的に遂行するため、人員、費用、時間等の資源が合理的
1403 に使用されていること

1404 2. 本制度の運営を行う主体

1405 本制度は、「本章3. 運営を行う主体の要件 3.1 中央事務局」に規定する
1406 要件を満たし、「本章4. 運営を行う主体の要件適合確認 4.1 中央事務局」
1407 に規定する要件適合確認を環境省から受け、環境省よりエコアクション21の
1408 名称及びエコアクション21ロゴマーク (以下、「エコアクション21の名称等」
1409 とする。)の使用許諾を得た法人が運営する。この法人は組織内に中央事務局を
1410 設置する。

削除: エコアクション21

削除: (以下、「中央事務局」と言う。)

1411 中央事務局は、本制度の地域における普及推進等を図るため、「第6章 3.
1412 運営を行う主体の要件 3.2 地域事務局」に規定する要件を満たし、「第6章
1413 4. 運営を行う主体の要件適合確認 4.2 地域事務局」に規定する要件適合確
1414 認を中央事務局から受けた法人を、エコアクション21地域事務局 (以下、「地
1415 域事務局」という。)として、当該法人からの申請に基づき承認する。

削除: 言

1416 中央事務局は、エコアクション21の認証・登録を希望する事業者の審査及
1417 び指導・助言等を行う者として、「第6章3. 運営を行う主体の要件 3.3 審
1418 査員」に規定する要件を満たし、「第6章4. 運営を行う主体の要件適合確認 4.
1419 3 審査員」に規定する要件適合確認を中央事務局から受けた個人を、審査員と
1420 して、当該者からの申請に基づき要員認証する。

削除: エコアクション21審査員 (以下、「

削除: 」と言う。)

1421 本制度の運営体制は、図13のとおりである。

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

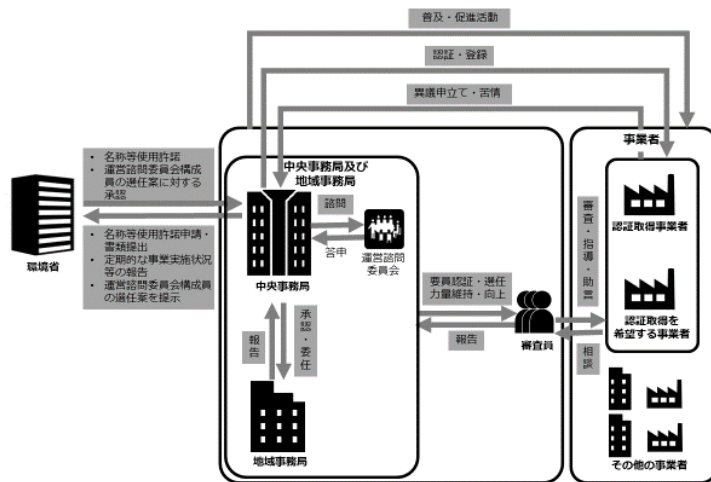


図 13 エコアクション 21 の制度運営体制図

1429
 1430
 1431

3. 運営を行う主体の要件

1432

(1) 中央事務局

1433

中央事務局は、以下の組織に係る要件を満たし、運営能力に係る要件についてはそれを適切に遂行する能力が認められなければならない。

1434
 1435
 1436

1. 組織に係る要件 (①～④)

1437

- ① 営利目的でない法人であること
- ② 反社会的勢力を排除していること
- ③ 健全な財務体制を有していること
- ④ 業務及び財務に係る書類を整備していること

1438
 1439
 1440
 1441
 1442

2. 運営能力に係る要件 (⑤～⑩)

1443

- ⑤ 「10. 意思決定機関による審議及び決定」に掲げる、本制度の運営に関する重要な事項等に関する適切な審議及び決定を行うことができる意思決定機関 (例: 理事会等) を設置すること
- ⑥ 「11. 運営諮問委員会の設置」に掲げる、過半数の第三者により構成される運営諮問委員会を設置すること
- ⑦ 「12. 判定委員会の設置」に掲げる、過半数の第三者により構成される判定委員会を設置すること
- ⑧ 運営能力等に応じた地域事務局の承認・登録 (運営能力向上, 信頼性確

1444
 1445
 1446
 1447
 1448
 1449
 1450
 1451

削除: の

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

- 1453 保のための教育，指導，監督，監査，及び懲戒等を含む)を適切に行う
1454 こと
1455 ⑨力量等に応じた審査員の要員認証・登録（力量向上，信頼性確保のため
1456 の教育，指導，監督，評価及び懲戒等を含む)を適切に行うこと
1457 ⑩事業者のエコアクション21認証・登録を適切に行うこと
1458 ⑪エコアクション21の運営に必要な規程等の策定，改訂及び廃止を適切
1459 に行うこと
1460 ⑫「7.普及促進活動」に掲げる，普及促進活動を適切に行うこと
1461 ⑬「8.機密の保持」に掲げる，機密の保持を適切に行うこと
1462 ⑭「9.報告及び承認」に掲げる，環境省への報告を適切に行うこと
1463 ⑮「13.情報の公開」に掲げる，情報の公開を適切に行うこと
1464 ⑯「15.文書の管理」に掲げる，文書の管理を適切に行うこと
1465 ⑰「16.異議申立て及び苦情対応等」に掲げる，異議申立て及び苦情対応等
1466 を適切に行うこと
1467

(2) 地域事務局

1468 地域事務局は，以下の組織に係る要件を満たし，運営能力に係る要件に
1469 ついてはそれを適切に遂行する能力が認められなければならない。
1470

1. 組織に係る要件

- 1471 ①営利目的でない法人であること
1472 ②反社会的勢力を排除していること
1473 ③健全な財務体制を有していること
1474 ④業務及び財務に係る書類を整備していること
1475
1476

2. 運営能力に係る要件

- 1477 ⑤中央事務局から委任された業務を公正に運営すること
1478 ⑥「7.普及促進活動」に掲げる，普及促進活動，その他の中央事務局より
1479 委任された業務を適切に行うこと
1480 ⑦その他，中央事務局が必要と認めた要件を満たすこと
1481
1482

(3) 審査員

1483 審査員は，以下の力量等に係る要件を満たさなければならない。

- 1484 ①職業的専門家としての公正不偏の態度を保持すること
1485 ②環境関連法規，事業者の環境対策，及び環境経営システムに関する適切
1486 な専門知識と経験を有すること，またこれらに関する最新の情報の取得
1487 に努めること
1488 ③受審事業者，中央事務局，地域事務局，及び他の審査員との間での適切
1489 なコミュニケーション能力を有していること
1490 ④職業的専門家としての継続的な力量向上を図ること
1491 ⑤「7.普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施に努めること
1492

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1493 ⑥その他、中央事務局が必要と認めた要件を満たすこと

1494 4. 運営を行う主体の要件適合確認

1495 (1) 中央事務局

1496 中央事務局は、以下の要件適合確認手順に従い、環境省に対して、エコアク
1497 ション21の名称等の使用許諾を求め、使用許諾を得なければならない。

1498 ①過半数の第三者により構成される運営諮問委員会を設置し、その構成員
1499 の選任案を環境省に提示し、承認を得なければならない。

1500 ②要件適合を受けるための文書として以下を提出しなければならない。

1501 ・定款、役員名簿、(社団法人の場合は社員名簿)

1502 ・事業報告書

1503 ・独立した第三者による監査済みの財務諸表等

1504 >収支計算書

1505 >正味財産増減計算書

1506 >貸借対照表

1507 >財産目録

1508 ・「3. 運営を行う主体の要件」に規定する要件に適合すること(若しく
1509 は要件に適合するための措置内容)を証する文書

1510 ・本制度の実施に係る中期的な事業計画書

1511 ・次の事項を記載した誓約書

1512 (エコアクション21ガイドラインを遵守して本制度を運営すること、
1513 本制度の運営により生じた一切の責任を負うこと、環境経営システム
1514 の普及に積極的に取り組むこと)

1515 ③環境省は、運営に関する支障等があると認めた場合には、必要に応じて、
1516 中央事務局に対して業務改善指導、エコアクション21の名称等の使用
1517 許諾停止、使用許諾取消、及びエコアクション21の関係者(例:事業
1518 者、地域事務局、審査員)からの意見聴取等を行うことができる。

1520 (2) 地域事務局

1521 地域事務局は、中央事務局が策定した運営能力等の適合要件に基づき、中央
1522 事務局から承認を得なければならない。

1524 (3) 審査員

1525 審査員は、中央事務局が策定した力量等に基づく適合要件に基づき、中央事
1526 務局から要員認証を得なければならない。

1527 5. 各主体の権限

1528 (1) 中央事務局

1529 中央事務局は、以下の権限を有する。ただし、①～⑩に定める権限に関して

削除: エコアクション21の名称及びエコアクション21ロゴマーク(以下、「

削除: 」と言う。)

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

- 1533 は、中央事務局は地域事務局に委任してはならない。
- 1534 ①事業者のエコアクション21認証・登録及び取消等
- 1535 ②運営能力等に応じた要件区分に基づく地域事務局の承認・登録、取消、
- 1536 教育、指導、監督、監査、及び懲戒等
- 1537 ③力量等に応じた要件区分に基づく審査員の要員認証・登録、取消、教育、
- 1538 指導、監督、評価及び懲戒等
- 1539 ④認証・登録料及び審査費用の設定及び収受
- 1540 ⑤業種別等ガイドライン案の策定と環境省への提案
- 1541 ⑥本制度の運営の基準、手続き等を定める規程等の策定、改訂、及び廃止
- 1542 ⑦事業者のエコアクション21認証・登録に係るエコアクション21ガイド
- 1543 ドラインの解釈の決定
- 1544 ⑧中央事務局の機能の一部を担う出先機関の設置
- 1545 ⑨中央事務局の業務の一部の地域事務局への委任
- 1546 ⑩地域事務局の教育・指導・監督・監査等
- 1547 ⑪事業者の審査を担当する審査員の選任、解任、及び事業者への派遣
- 1548 ⑫審査員の評価、教育、指導、及び監督等
- 1549 ⑬事業者のエコアクション21認証・登録に係る判定委員会の運営

1550

1551 (2) 地域事務局

1552 地域事務局は、中央事務局から要件に応じて委任された業務を実施する権限

1553 を有する。

1554

1555 (3) 審査員

1556 審査員は、中央事務局又は地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、

1557 事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性の審査及び事業者の環

1558 境への取組に関する指導・助言を実施する権限を有する。

1559 6. 各主体の責任

- 1560 (1) 中央事務局
- 1561 中央事務局は、以下の項目を含む本制度の運営及び普及促進に係る一切の
- 1562 責任を負う。
- 1563 ① 本ガイドラインに定める原則に基づく本制度の運営
- 1564 ②本制度の運営に必要な資源（例：人的・物理的・金銭的）の確保及び
- 1565 効率的な活用
- 1566 ③財務安定性の確保
- 1567 ④本制度に係る財務諸表への独立した第三者による会計監査の実施
- 1568 ⑤「10. 意思決定機関による審議及び決定」に掲げる組織の意思決定機関
- 1569 （例：理事会等）による本制度の運営に関する重要な事項等に関する審
- 1570 議及び決定
- 1571 ⑥「11. 運営諮問委員会の設置」に掲げる過半数の第三者により構成される

削除: ①

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

- 1573 運営諮問委員会の設置と諮問
1574 ⑦「12. 判定委員会の設置及び諮問」に掲げる過半数の第三者により構成さ
1575 れる判定委員会の設置と認証登録の可否の判定
1576 ⑧運営能力等に応じた要件に基づく地域事務局の承認（運営能力維持・向
1577 上、信頼性確保のための教育、指導、監督、監査、及び懲戒等を含む）
1578 ⑨力量等に応じた要件に基づく審査員の要員認証（力量維持・向上、信頼
1579 性確保のための教育、指導、監督、評価及び懲戒等を含む）
1580 ⑩事業者のエコアクション21認証・登録及び取消
1581 ⑪事業者の環境への取組に関する情報提供及び普及促進
1582 ⑫本制度の運営の基準、手続き等を定める規程等の策定、改訂及び廃止
1583 ⑬事業者のエコアクション21認証・登録に係るエコアクション21ガイ
1584 ドラインの解釈の決定
1585 ⑭「7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施
1586 ⑮「8. 機密の保持」に掲げる機密の保持
1587 ⑯「9. 報告及び承認」に掲げる環境省への報告
1588 ⑰「13. 情報の公開」に掲げる情報の公開
1589 ⑱「15. 文書の管理」に掲げる文書の管理
1590 ⑲「16. 異議申立て及び苦情対応等」に掲げる異議申立て及び苦情対応等
1591

（2）地域事務局

地域事務局は、以下の責任を負う。

- 1592
1593
1594 ①中央事務局から要件に応じて委任された業務の適切な実施
1595 ②中央事務局が策定した規程等の遵守
1596 ③中央事務局が行う指示の遵守及び報告
1597 ④事業者の環境への取組に関する支援
1598 ⑤「7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施
1599

削除: ①

（3）審査員

審査員は、以下の責任を負う。

- 1602 ①中央事務局又は地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣され、
1603 事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性の審査及び事業者
1604 の環境への取組に関する指導・助言の適切な実施
1605 ②中央事務局が策定した規程等の遵守
1606 ③中央事務局が行う指示の遵守及び報告
1607 ④事業者の環境への取組に関する指導・助言
1608 ⑤中央事務局及び地域事務局が実施する研修の受講等
1609 また、審査員は「7. 普及促進活動」に掲げる普及促進活動の実施に努める。
1610

削除: ①

削除: ②

削除: ③

削除: ④

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1616 7. 普及促進活動

1617 (1) 中央事務局

1618 中央事務局は、本制度の普及促進のために、以下の活動を実施しなければ
1619 ならない。

1620 ①地域と連携した活動

1621 ②バリューチェーンにおける環境負荷の低減を目的とした活動

1622 ③エコアクション21に取り組む事業者の環境経営レポート及び成果等の
1623 情報発信等

1624 ④その他、本制度の普及促進のために必要な活動

1625

1626 (2) 地域事務局

1627 地域事務局は、本制度の普及促進のために、以下の活動を実施しなければ
1628 ならない。

1629 ①地域と連携した活動

1630 ②その他、中央事務局及び審査員等と連携した本制度の普及促進のために
1631 必要な活動

1632

1633 (3) 審査員

1634 審査員は、本制度の普及促進のために、以下の活動の実施に努める。

1635 ①地域と連携した活動

1636 ②その他、中央事務局及び地域事務局と連携した本制度の普及促進のため
1637 に必要な活動

1638 8. 機密の保持

1639 (1) 中央事務局

1640 中央事務局は、本制度の過程で得られた機密情報を適切に管理する体制を
1641 構築し、機密情報の漏洩又は不適切な利用を防止しなければならない。

1642

1643 (2) 地域事務局

1644 地域事務局は、中央事務局が策定した機密保持に係る規程等を遵守しなけれ
1645 ばならない。

1646

1647 (3) 審査員

1648 審査員は、中央事務局が策定した機密保持に係る規程等を遵守しなければな
1649 らない。

1650

1651

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1652 9. 報告及び承認

1653 (1) 中央事務局

1654 中央事務局は、環境省に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、
1655 定期（年1回以上）又は環境省の求めるときに、以下の項目を報告しなければ
1656 ならない。

- 1657 ①事業の概況、財務状況及び組織全体の財務諸表
- 1658 ②本制度の中期的な事業計画及びその進捗状況
- 1659 ③独立した第三者による本制度に係る会計監査の結果
- 1660 ④運営諮問委員会で審議された事項及び審議の結果
- 1661 ⑤その他、環境省が報告を必要と判断したもの

1662 また、中央事務局は、本制度について重要な変更が生じた又は生じる場合に
1663 は、遅滞なく環境省に報告しなければならない。なお、以下の事項は環境省
1664 の承認を受けなければならない。

- 1665 ⑥運営諮問委員会構成員の選任案

1666

1667 (2) 地域事務局

1668 地域事務局は、中央事務局に対して、本制度の継続的改善及び普及促進の
1669 ために、定期（年1回以上）的に又は、中央事務局の求めるときに、
1670 中央事務局が報告を必要と判断した項目について報告しなければならない。

1671

1672 (3) 審査員

1673 審査員は、中央事務局に対して、本制度の継続的改善及び普及促進のために、
1674 定期（年1回以上）的に、又は中央事務局の求めるときに、中央事務局が報
1675 告を必要と判断した項目について報告しなければならない。

1676 10. 意思決定機関による審議及び決定

1677 中央事務局は、定款等に基づいて開催される意思決定機関（例：理事会等）
1678 において、本制度の運営に関する重要事項について審議及び決定しなければな
1679 らない。

1680 11. 運営諮問委員会の設置

1681 中央事務局は、過半数の第三者で構成される運営諮問委員会を設置し、本制
1682 度の運営に関する以下の重要事項を諮問しなければならない。運営諮問委員会
1683 は、下記の事項について、制度の運営に関する提言を行うことができる。

- 1684 ①規程等の策定、改訂及び廃止に関する事項
- 1685 ②本制度に係る中期事業計画及び予算
- 1686 ③本制度に係る事業計画及び予算（当該単年度）
- 1687 ④本制度に係る事業報告及び決算

削除: に報告され、

削除: 重要

削除: また、地域事務局は、本制度について重要な変更が生じた又は生じる場合には、事前に、遅滞なく中央事務局に報告しなければならない。

削除: また、審査員は、本制度について重要な変更が生じる場合には、事前に中央事務局又は地域事務局に報告しなければならない。

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

- 1697 ⑤会計監査の結果（第三者による本制度に係る部分）
1698 ⑥本制度に係る重大な異議申立て及び苦情の内容とその対応結果
1699 ⑦判定委員会の構成員の選任案
1700 ⑧会計監査人の選任案
1701 ⑨その他，本制度の運営に関する重要事項

1702 12. 判定委員会の設置及び諮問

1703 中央事務局は，過半数の第三者で構成される判定委員会を設置し，審査員の
1704 報告に基づき，受審事業者の認証・登録の可否の判定を諮問しなければならない。
1705

1706 13. 情報の公開

1707 中央事務局は，信頼性及び透明性を確保するため，本制度に係る以下の情報
1708 を公開しなければならない。

- 1709 ①中央事務局が策定した規程等
1710 ②認証・登録の基準及び登録状況
1711 ③業務及び財務等に関する資料又はそれらに準ずる資料（定款，役員名簿，（社
1712 団法人の場合は社員名簿），事業報告書，収支計算書，正味財産増減計算書
1713 貸借対照表，財産目録）
1714 ④運営諮問委員会における議論の要旨
1715 ⑤その他，公開が必要と考えられる重要な事項

1716 14. 適切な経理処理

1717 中央事務局は，本制度に係る損益を区分し，適切に経理処理をしなければならない。
1718

1719 15. 文書の管理

1720 中央事務局は，本制度の運営に関して決定された以下の重要な事項等を適切
1721 に記録・保存しなければならない。これらの記録の保管期間は7年とする。

- 1722 ①環境省に報告した事項
1723 ②運営諮問委員会で審議された事項及び審議結果
1724 ③判定委員会で審議された事項及び審議結果

1725 16. 異議申立て及び苦情対応等

1726 中央事務局は，エコアクション21の認証・登録事業者及びエコアクション
1727 21の認証・登録を希望する事業者等が，中央事務局に本制度に係る異議・苦

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1728 情を申し立て，又は不正行為・違反行為等を通報するための手段を整備し，記
1729 録し，これに適切に対応しなければならない。
1730 本手段の整備・運用に当たっては，異議・苦情を申し立てた者が不利益を被
1731 らないようにしなければならない。
1732

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1733 参考1 エコアクション21の歴史

エコアクション21の歴史

第1期：環境活動評価プログラム

1995年	環境省が、中小企業向けの環境への取組を促進するためのプログラムについての検討を実施
1996年9月	環境省が、中小企業向けの環境活動促進のためのプログラム「環境活動評価プログラム」策定
1999年9月	環境省が、「環境活動評価プログラム」の内容を一部見直しして「環境活動評価プログラム-エコアクション21-」策定。プログラムへの参加を社団法人全国環境保全推進連合会に届け出る制度を創設
2002年4月	環境省が、「環境活動評価プログラム-エコアクション21-」の内容を一部改訂

第2期：新制度の検討

2002年度	環境省が「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」のあり方に関する検討会設置
2003年3月	環境省が、上記検討会報告書公表。検討会は、プログラムに環境マネジメントシステムの要素を取り入れた改訂と、それに基づく認証・登録制度の創設を提言
2003年8月	環境省が、上記提言を受けた「エコアクション21（環境活動評価プログラム）-環境経営システム・環境活動レポートガイドライン-2003年度試行版」を策定
2003年度	環境省が、上記試行版による審査及び認証・登録に関するパイロット事業実施、参加企業は約200社

1734

第3期：認証・登録制度の創設

2004年3月	環境省が、パイロット事業の結果を踏まえ「エコアクション21-環境経営システム・環境活動レポートガイドライン-2004年版」を策定
2004年4月	環境省が、上記ガイドラインを活用した「認証・登録制度」創設に向けた検討を開始。関係団体と協議を実施
2004年10月	財団法人地球環境戦略研究機関に持続性センター（エコアクション21中央事務局）を設置 エコアクション21認証・登録制度を開始
2009年2月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン改訂検討委員会」を設置
2009年11月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン2009年版」を策定、公表

第4期：新しい実施主体で認証・登録制度が再出発

2011年6月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン2009年版（改訂版）」を策定、公表（認証・登録制度の実施主体に関する適合要件を策定）
2011年9月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン2009年版（改訂版）」に基づき「エコアクション21の運営に関する検討委員会」を設置、一般財団法人持続性推進機構がガイドラインに規定された「中央事務局としての要件」について、適合の確認を受ける
2011年10月	一般財団法人持続性推進機構（IPSuS）が、財団法人地球環境戦略研究機関からエコアクション21認証・登録事業を継承
2015年7月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン改訂検討に関する作業部会」を設置
2017年〇月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン2017年版」を策定、公表

1735

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1736 参考2 エコアクション21の政策的位置付け

エコアクション21の政策的位置付け

第四次 環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

第1項 経済・社会のグリーン化

『特に取組の遅れている中小企業における環境配慮型経営を推進するため、中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21の普及促進を図る。また、エコアクション21の国際的な相互認証についても検討していく。』

『21世紀環境立国戦略』（平成19年6月1日に閣議決定）

3. 今後1, 2年で重点的に着手すべき八つの戦略

戦略8 環境立国を支える仕組みづくり

『事業者の適切な環境管理を推進するため、エコアクション21を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する』

1737

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）第11条2項（平成17年4月1日施行）

「国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定され、その措置の一つとしてエコアクション21が位置付け

環境報告ガイドライン 2007年版（環境省2007年6月策定）

序章 本ガイドラインの対象について

『環境配慮等の取組が進んでいない事業者や中小事業者（工場等のサイト単位を含む）にあつては、本ガイドラインや「エコアクション21ガイドライン」を参考に、可能なところから段階的に取り組むことが望まれます。』

1738

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

優良産業廃棄物処理業者認定制度（平成23年4月開始）

環境省では平成17年4月1日より「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（優良性評価制度）」を実施し、評価基準は、遵法性、情報公開制及び環境保全への取組みの3項目で、このうち環境保全への取組みについてはエコアクション2.1等の環境マネジメントシステムの取得が条件となっていました。

平成22年度の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」の改正に基づき、平成23年4月1日からは新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設され、それに伴い、優良性評価制度は同日をもって廃止され、この新制度においても引き続き、5つある基準のうちの1つ「環境配慮の取組」として、ISO14001やエコアクション2.1等の認証を取得することが要件となっています。

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）基本方針（平成26年2月4日閣議決定）

4.（2）産業廃棄物の処理に係る契約

『産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、掘切り方式によるものとする。』とし、エコアクション2.1の認証を取得し、そのなかで必要な取組を行うことにより、評価項目の多くに適合する。

1739

「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）

『第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策 2. 分野横断的な施策（2）その他の関連する分野横断的な施策

(d) 事業活動における環境への配慮の促進

(略)

さらに、ISO14001や中堅・中小企業向けエコアクション2.1などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めていくとともに、企業における従業員の教育を促すことで、事業活動における更なる環境配慮の促進を図る。』

・地方公共団体が構築すべき体制の例としてエコアクション2.1が記載されました。

『同 第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 1. PDCAを伴った温室効果ガス排出削減の率先実施

都道府県及び市町村は、率先して自らの温室効果ガス排出の抑制に取り組むべきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、温室効果ガス排出の抑制に係る取組のPDCAの体制*を構築し、運営するべきである。以下

(略)

*例えば、エネルギーマネジメントシステムISO50001、環境マネジメントシステムISO14001、エコアクション2.1の認証を取得し、またはこれらに範をとった自らの環境マネジメントシステムを構築・運用することが望ましい。』

1740

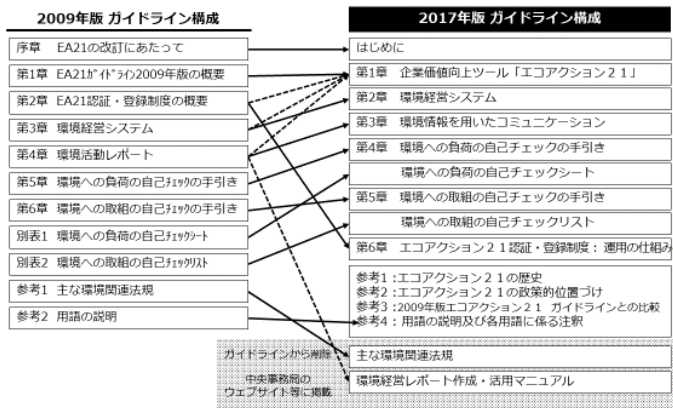
1741

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1742 **参考3 2009年版エコアクション21ガイドラインとの比較**

1743 **1. ガイドライン全般**

1744 ガイドラインの対象者である事業者の視点を念頭に、事業者に関する要求事
 1745 項等はガイドラインの前半に、認証・登録制度に関する事項はガイドラインの
 1746 後半に移動させました。2009年版ガイドラインの構成と本ガイドライン構成の
 1747 比較は、図14のとおりです。2009年版と2017年版ガイドラインの変更点の詳
 1748 細は、中央事務局のウェブサイト参照してください。



1749
 1750 **図14 2009年版ガイドラインと2017年版ガイドライン構成**

1751 **2. 環境経営システム等の要求事項（第2章、第4章及び第5章）の変更点**

1752 環境経営の有効性を高めるため、従前の要求事項を基礎に、取組項目の一部
 1753 組替えや見直し、要求事項の柔軟化を行っています。

1754 また、環境への負荷の自己チェック表（第4章）及び、環境への取組の自己
 1755 チェック表（第5章）も、本ガイドラインに掲載したチェック表は例示とし、
 1756 実際に用いるチェック表は中央事務局が随時、改訂、公表します。

1757 主な変更点は、表2のとおりです。

1758
 1759
 1760

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1761 表 2 2009年版ガイドラインと2017年版ガイドライン要求事項における変更点
 1762 (第2章)

項目	2009年版	2017年版	要求事項における主な変更点
章	第3章	第2章	-
タイトル	環境経営システム	環境経営システム	変更なし
要求事項 1.	取組の対象組織・活動の明確化	取組の対象組織・活動の明確化	「全組織・全活動」を原則とした
要求事項 2.	-	代表者による経営における課題とチャンスの明確化	新規追加
要求事項 3.	環境方針の策定	環境経営方針の策定	・環境方針を環境経営方針に変更 ・経営における課題とチャンスを環境経営方針の要素として追加
要求事項 4.	環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価	環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価	大きな変更なし
要求事項 5.	環境関連法規等の取りまとめ	環境関連法規等の取りまとめ	「環境関連法規遵守のための組織の取組の整理」を追加
要求事項 6.	環境経営目標及び環境活動計画の策定	環境経営目標及び環境経営計画の策定	大きな変更なし
要求事項 7.	実施体制の構築	実施体制の構築	「エコアクション2.1運用・維持のための経営資源の用意」を要求事項に追加
要求事項 8.	教育・訓練の実施	教育・訓練の実施	教育・訓練の詳細を追加
要求事項 9.	環境コミュニケーションの実施	環境コミュニケーションの実施	大きな変更なし
要求事項 10.	実施及び運用	実施及び運用	実施及び運用における文書化を「必要に応じて」とした
要求事項 11.	環境上の緊急事態への準備及び対応	環境上の緊急事態への準備及び対応	大きな変更なし
要求事項 12.	環境関連文書及び記録の作成・管理	文書類の作成・管理	・タイトル変更 ・ 文書及び記録を文書類として区別をなくした ・ 作成管理する文書類の変更はなし
要求事項 13.	取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	取組状況の確認・評価、並びに問題の是正及び予防	・タイトル変更 ・具体的な確認・評価項目を追加
要求事項 14.	代表者による全体の評価と見直し	代表者による全体の評価と見直し・指示	・タイトル変更 ・具体的な評価・見直し項目

削除: ・具体的な文書類を追加。

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1764
1765

			を追加
--	--	--	-----

凡例:
 削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1766 **3. 環境経営レポートの要求事項（第3章）の変更点**
 1767 エコアクション2 1に取り組む事業者の成果を分析するため、取組データを
 1768 集計する仕組みを新たに盛り込みました（第3章）。主な変更点は、表3のとおり
 1769 1770

1771 **表3 2009年版ガイドラインと2017年版ガイドライン要求事項における変更点**
 1772 **（第3章）**

章	2009年版（第4章）	2017年版（第3章）	要求事項における主な変更点
タイトル	環境活動レポート	環境情報を用いた コミュニケーション	タイトル変更
1. 1	環境活動レポートの 作成	環境経営レポートの作成	「環境活動レポート」を「環 境経営レポート」に変更
1. 2	環境活動レポートの公表	環境経営レポートの公表と活用	大きな変更なし
2. 1	-	エネルギー使用量等の 環境データの報告	新規追加

1773
 1774 **4. 制度運用の仕組み（第6章）**
 1775 認証・登録制度の運営原則及び中央事務局・地域事務局・審査員等の各主体
 1776 の役割・要件・権限・責任等をより明確にし、「2009年版ガイドライン第2章エ
 1777 コアクション2 1認証・登録制度の概要」全体を見直しました。見直しの方向
 1778 性は、以下のとおりです。

- 1779 ・ 制度の運営原則及び中央事務局・地域事務局・審査員等の各主体の役割・
 1780 要件・権限・責任をより明確化する等、制度全体を見直し、社会からより
 1781 信頼されるエコアクション2 1認証・登録制度としました。
- 1782 ・ 中央事務局による運営能力等に応じた地域事務局の取扱い、力量等に応じ
 1783 た審査員の要員認証を可能としました。

1784
 1785 また、主な変更点は、以下のとおりです。

- 1786 ・ 本制度の運営に当たっての原則を定めました。
- 1787 ~~中央事務局の役割・権限・責任等を明確化すると共~~に、中央事務局に対す
 1788 る監査内容等について明記しました。
- 1789 ~~中央事務局の要件を強化すると共~~に、運営諮問委員会の設置等、その信頼
 1790 性を担保する措置を追加し、中央事務局の権限を拡大しました。
- 1791 ・ 認証・登録料及び審査費用の収受は、中央事務局が行うことと明記しまし
 1792 た。
- 1793 ・ 中央事務局と地域事務局の関係を一部業務の「委任」へと変更し、運営能
 1794 力等に応じた地域事務局の取扱いを可能としました。
- 1795 ~~力量等に応じた審査員~~の要員認証等を可能としました。
- 1796 ・ 「エコアクション2 1」の名称等の使用を含め、制度運営に関する細則に
 1797 ついては、中央事務局が規程等により定めることを明確にしました。

削除: とも

削除: とも

削除: 人

凡例:
削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1801 参考4 各用語の説明及び注釈

削除: 各用語に係る参考例

- 1802 1 組織
1803 独立したマネジメントをもち、エコアクション21の取組を実施する単位
- 1804 2 活動
1805 事業における活動。全活動とは事業活動全体を指し、顧客や社会に提供する
1806 製品・サービスを含む。
- 1807 3 全従業員
1808 組織で働く全ての者
1809 【注釈】役員、派遣社員、アルバイト等を含む。
- 1810 4 エコアクション21ガイドライン
1811 環境省が定めた環境経営システムに関するガイドライン。エコアクション
1812 21 認証・登録制度における組織への認証基準
- 1813 5 エコアクション21
1814 エコアクション21ガイドラインに基づいた環境経営システムのこと
- 1815 6 環境経営システム
1816 環境に関する方針、目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、
1817 その取組結果を確認及び評価し、改善してゆく仕組み
- 1818 7 対象範囲
1819 エコアクション21を適用する組織及び対象とする活動の総称
- 1820 8 サイト
1821 独立した敷地あるいは場所
- 1822 9 カフェテリア認証
1823 本来適正に環境経営システムに入れておくべき活動を対象範囲から除外して
1824 いる認証。
1825 【注釈】環境負荷の大きな活動を除外するなど、良い所取りの対象範囲を
1826 定めている場合などが該当する。
- 1827 10 代表者
1828 エコアクション21の運用上の最高責任者
1829 【注釈】代表者は代表権を有することは条件ではないが、組織の経営層で
1830 あることが望ましい。
- 1831 11 課題とチャンス
1832 課題は環境経営に望ましくない影響を与えるもの、チャンスは環境経営に
1833 好ましい影響を与えるもの。
- 1834 12 利害関係者
1835 組織の事業活動に影響を与えるか又は影響を受ける人、団体
1836 【注釈】顧客、地域コミュニティ、取引先、行政、非政府組織、株主、
1837 従業員等がある。
- 1838 13 環境経営方針
1839 代表者が誓約し、環境経営を実施するための意図及び方向性を示したもの

削除:。

削除:。

削除: 【注釈】課題とチャンスには組織内外のものがある。チャンスは課題を克服することで得られる機会、新たな事業発展の機会等がある。 .

凡例:

削除部分/アンダーライン:パブリックコメント等を踏まえ新たに改訂・修正した部分

1846 14 環境関連法規等

1847 環境関連法規とその他の環境関連要求事項

1848 15 環境負荷

1849 組織が環境へ与える負荷のこと

1850 【注釈】資源・エネルギー等の消費，二酸化炭素や廃棄物等の排出等がある。

1851 16 環境経営目標

1852 環境経営方針に基づいて環境経営で達成すべき内容，水準を示したもの

1853 【注釈】短期（1年）から中長期（3～5年）と期間の幅を持たせ複数設定
1854 しても良い。

1855 17 環境経営計画

1856 環境経営目標を達成するための手段，日程，責任者を定めたもの

1857 18 経営資源

1858 経営するために必要な資源のこと

1859 【注釈】人（時間，技能，知識），もの（設備，インフラ），資金（設備投資，
1860 教育投資），情報（顧客ニーズ，技術情報）等がある。

1861 19 特定の業務

1862 環境に大きな影響を与える組織の業務のこと

1863 【注釈】環境法規等に関わる業務，直接的に環境に大きな負荷を与える業務，
1864 緊急事態に関連する業務等がある。

1865 20 コミュニケーション

1866 情報を双方向に伝達し，双方の理解向上を図ること

1867 【注釈】組織の中と外のコミュニケーションがある。組織の中には縦と横の
1868 コミュニケーションがある。

1869 21 事故，緊急事態

1870 突発的に発生する環境上の課題

1871 22 有効性

1872 期待した成果を達成している程度

1873 23 試行

1874 事故，緊急事態の対応手順の有効性を確認すること

1875 24 文書類

1876 管理することを定めた情報，及びその媒体

1877 【注釈】文書類には文書と記録の両方がある。エコアクション21で要求
1878 される文書類は，要求事項12を参照のこと。

1879

削除: 【注釈】環境関連法規には国や府省が定めた法令，
地方公共団体等が定めた条例があり，その他の環境関連
要求事項には，地域の協定，顧客（納入先・取引先）か
らの要請，業界団体の取決め等がある。

削除:

削除: 25 是正処置
発見された課題の原因を除去するための処置